令和７（2025）年度

令和７（2025）年８月版

保育所等利用のご案内

白井市　健康子ども部　保育課　保育係
〒270-1492　白井市復 1123 番地
Tel.047-497-3488（直通）　Fax.047-492-3033

ご利用になる皆様へ
この「白井市保育所等利用のご案内」は、保育所等を利用するうえで重要な書類です。
必ずよくお読みいただき、ご理解されたうえでお申込みください。また、ご利用が終了するまで、大切に保管ください。

＼　送迎ステーションご紹介ページ　／

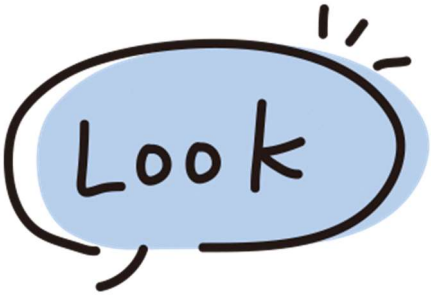

働いている　お父さん、お母さん
「働きながら、幼稚園」ってご存知ですか？
お子さまを　幼稚園に通わせたい…
お子さまに　幼児教育を受けさせたい…
白井市では、そんな「働きながら、幼稚園」が叶いますよ…★

目次

●特設ページ
「白井ふじこども園」 ～インクルーシブ保育の開始～・・・3
「働きながら幼稚園」 ～送迎ステーションについて～・・・4
白井 de 働きながら幼稚園 ～幼稚園預かり保育について～・・・5・6

●教育・保育の場・・・7
1 クラス編成・・・8
2 教育・保育施設一覧・・9
3 教育・保育施設の所在地・・・１０
●認定について・・・１１
1 保育を必要とする事由・・１２
2 保育の必要量・・・１２

●施設などの利用について・・・１３
1 ４月入所以外の保育所等の申込みから施設利用の流れ（２号・３号認定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
2 ４月入所時の保育所等の申込みから施設利用の流れ（２号・３号認定） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
3 送迎ステーションの申込から施設利用の流れ・・１５

●利用申込について・・１６
1 申込期間について・・１６
2 必要書類について・・１７
3 保育を必要とする事由を証する書類・・１８
4 児童や世帯の状況により必要となる書類・・１９
5 お子様の発達・発育、身体に心配がある保護者の方へ・・２０

●注意事項・・・２１
1 申込時の注意事項について・・２１
2 申込後の注意事項について・・２２
3 利用開始後の手続き及び注意事項について・・・２２

●管外の申込みについて・・・２４
1 白井市在住で、市外の保育所等を申込する場合・・・２４
2 市外在住で、白井市の保育所等を申込する場合・・・２４
3 白井市在住で、市外の保育所等に管外入所している方が、市内の保育所等へ転園する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

●白井市外在住者の継続利用について（市外へ転出後、継続利用する方等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

●保育を必要とする事由や身分事項などに変更がある場合の書類の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

●利用選考の際の点数について・・２８
１保育所利用選考基準・・・２８
２保育所利用選考調整点・・・２９
３保育所利用選考の「基本点」と「調整点」の合計が同点の場合の優先順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

●保育料について・・３１
１保育料の決定について・・・３１
２保育料の変更について・・・３２
３延長保育料の算定方法・・３２
４保育料の納入について・・・３３
５保育料の減免について・・・３３
６幼児教育・保育の無償化について・・３４

●地域の子育て支援の充実・・・３５
１一時保育・・・３５
２ファミリーサポートセンター・・・３５
３病児保育事業・・・３５
４子育て支援センター・・３６
５つどいのひろば・・３６

●保育園等の適正利用にご協力ください・・・３７・３８

●申請書記入例・・４０～４７

「白井ふじこども園・てんでんこ」 ～インクルーシブ保育の開始～

●はじめに

冨士地区に設立されている 白井ふじ保育園が、令和５年４月より『認定こども園　白井ふじこども園』となりました。
更に、お子さまの健やかな成長と、その成長を願う保護者への支援に思いを込め、幼児期から小学校への架け橋となるべく、児童発達支援施設「てんでんこ」を併設します。
認定こども園になることで、保育を必要とする事由がない方でも利用できる１号認定の枠も少数設けられました。１号認定での入園に関しては、**直接白井ふじこども園へ**お問い合わせください。

●児童発達支援施設「てんでんこ」とは？

言葉の育ちがゆっくりであったり、運動面の育ちがゆっくり等、発達支援を必要としている、就学前６歳までのお子さまが通う施設です。 お子さまが保育園・幼稚園や、家庭での日常生活をスムーズに送ることができるよう、専属スタッフによる、それぞれのお子さまの育ちに合わせた発達支援を行います。
発達支援は、専属スタッフと１対１での個別支援や、少人数のグループ支援を行います。
「てんでんこ」についての詳細は、直接園へお問い合わせください。

●保育と発達支援の併用について

発達支援施設での支援を必要としているお子さまが、保護者の仕事等により発達支援施設に通えない場合や、幼稚園や保育園に預けて働きたいけれど、保育において支援が必要なため、預け先が決まらない場合などに、児童発達支援施設が保育園に併設されていることで、働きながら保育と発達支援を受けることが可能となります。

●インクルーシブ保育の申込について　※白井市民・白井市転入予定の方のみ対象

・こども園に通いながら発達支援を受けたい方のために、受け入れ枠を若干名設けています。（令和７年度の３歳児クラス。4、5 歳児クラスは空きが生じた場合のみ）

・療育を必要とする申し込みをされた方については、通常の入所調整を行う前に調整を行います。（市外在住児童は通常の調整通り市民の調整が終わった後に調整を行います。）

・希望する場合は、通常の申し込みと同様の申請手続きとなります。（▶13 ページ以降参照）申請にあたっては、療育手帳の写しや、通所受給者証の写し等を添付してください。

・転園の場合は通常であればマイナス１点されるところ、療育を必要とする転園についてはその調整点は付きません。

・保育の認定を判定する際に、療育を受ける必要があり、その日に仕事をできない場合に、療育を利用する時間を就労時間に含める場合がありましたが、白井ふじこども園においては、保育と療育を併用する場合でも仕事を休んだりする必要がないため、療育を利用する時間を就労時間に含めることはありません。
現在、上記のように療育時間＋就労時間で保育の認定を受けている方で、転園を希望される方については、就労のみで保育の認定を受けられる状況かどうか、事前にご確認ください（就労のみで保育の認定を受けるには、規定の就労時間を満たす必要があります。）

「働きながら幼稚園」～送迎ステーションについて～

はじめに

満 3 歳児以上のお子さまを持つ共働き等の方から、幼稚園に通わせたいのに“幼稚園の開所時間と就労時間が合わない” といった声があり、白井市では、この課題の解消と市内の待機児童解消を図るため、白井駅近隣に、送迎ステーションを開設しました。

送迎ステーションとは？

保護者の送迎は、送迎ステーションのみ。
幼稚園教育時間外である朝夕の時間帯は送迎ステーションで保育を行います。
日中は幼稚園バスが所属幼稚園へと繋ぎ、幼児教育を受けることができます。
所属幼稚園の休園日は、送迎ステーションで一日保育を行います。

【イメージ】

幼稚園教育時間前のお預かり
保護者からお子さまをお預かりし、幼稚園バスの出発時刻まで当施設で保育します。

教育時間
所属幼稚園で幼児教育を受けます。
時間帯はバスの発着時刻によって異なります。

※就労・通勤時間に基づくステーション利用必要時間が8:30~16:30以内の方は、保育短時間認定となるため、ステーションの申し込みは不可です。

幼稚園教育時間後のお預かり
幼稚園教育時間後から保護者のお迎え時刻まで当施設で保育します。

利用できるお子さま(以下の全てに該当する必要があり、**途中で該当しなくなった場合は、利用解除**となる場合があります。)

1. 白井市在住である
2. 保育を必要とする事由に該当する （▶12 ページ参照）
3. 保育の必要量が保育標準時間である （▶12 ページ参照）
4. 市内の幼稚園に在園する
5. 満 3 歳クラスから 5 歳児クラスに在園する（プレ保育を除く）
6. 所属幼稚園がバス利用できると判断した

所在地・連絡先：根 476-1（ひなた保育園・ふぉるてしろい内） TEL047-404-3290
保育曜日・保育時間：月曜日から金曜日 7 時 00 分から 19 時 00 分まで
休園日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始
定員：20 名
保育料：無料（今後、有料化を検討予定です。※開始時期未定）
※ 18 時から 19 時までの間は、30 分毎に 50 円の延長保育料（上限月額 1,500 円）がかかります。
※ 別途、実費負担があります。(年会費・給食費・教材費等)

その他

- 申込方法や利用調整などについては、保育所等と同じです。
- 別途、幼稚園入園の申込みが必要です。お手続きの時期や方法などについては、直接、各幼稚園にお問い合わせください。
- 第 2 希望以下に、保育所等を併願することができます。その場合は、保育所等に係る事前面談を受ける必要があります。
- 現在保育所等をご利用中の方についても新規の申込みとして扱うため、転園に係る減点はありません。
- 小規模保育園卒園の加点はありません。
- 年少クラスのみ 1 週間程度、慣らし保育を行います。

白井 de 働きながら幼稚園 ～幼稚園預かり保育について～

白井市内の幼稚園では、市からの委託を受け、預かり保育の拡充を実施している幼稚園があります。
これまでも実施していた預かり保育について、「実施日」「保育時間」のさらなる充実を図ったものです。
これにより、夏休みなどの長期休業中についても幼稚園に通えるようになりました。
お盆も平日と変わりなく働いているお父さん・お母さん、
“白井市 de 「働きながら、幼稚園」”、是非ご活用ください。
（拡充についての詳細は各園へお問合せください。）

保育曜日と保育時間

月曜日から金曜日まで 7 時から 19 時のうち 11 時間以上
（園により実施時間が異なります。）（▶6 ページ参照）

休園日

土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始、その他園の定める休日
（▶6 ページ参照）

利用料の無償化

幼稚園の利用料が月額 2.57 万円まで無償化の対象
預かり保育の利用料は、月額 1.13 万円まで無償化の対象
（▶３４ページ参照）

白井市　de 「働きながら、幼稚園」～幼稚園預かり保育について～

働き方に照らし合わせ、また、教育方針やライフスタイルなど保護者やお子さまに合った幼稚園をお選びください。
他にも、幼稚園に特化した情報誌「白井市幼稚園ガイド」もご用意してありますので、是非ご覧ください。

番号	施設名	時期	預かり保育を含む開所時間	預かり保育の休業日
❶	白井幼稚園 (預かり保育拡充)	通常	8:15 ～ 17:00	土曜日、日曜日、祝祭日、行事当日、お盆、年末年始、 新年度準備期間（3月末～4月初め）、お泊り会(7月中旬頃に2日間の予定)、園が定めた休日
		長期休業中	8:15 ～ 17:00	
		拡充限定･通常	7:30 ～ 18:30	
		拡充限定･ 長期休業中	7:30 ～ 18:30	
❷	宝幼稚園	通常	8:00 ～ 18:00	土曜日、日曜日、祝祭日、行事前日･当日、お盆、年末年始、お泊り会（7月20日(終業式)前後）、園が定めた休日
		長期休業中	8:00 ～ 18:00	
❸	まどか幼稚園 (預かり保育拡充)	通常	7:45 ～ 19:00	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始 新年度準備期間（3月下旬～4月初旬）、園が定めた休日
		長期休業中	7:45 ～ 19:00	
❹	まこと南山幼稚園 (預かり保育拡充)	通常･ 長期休業中	7:30 ～ 19:00	日曜日、祝祭日、行事前日･当日、宿泊保育（7月下旬に2日間の予定）、年末年始、園が定めた休日
		土曜日	8:00 ～ 17:00	
❺	英幼稚園 (預かり保育拡充)	通常	7:45 ～ 18:45	土曜日、日曜日、祝祭日、行事当日、年末年始、園が定めた休日
		長期休業中	7:45 ～ 18:45	
❻	白井若葉幼稚園 ※１	通常	8:00 ～ 17:30	土曜日、日曜日、祝祭日、火曜日（夏季休暇のみ）、木曜日（夏季休暇のみ）、行事前日、お盆、年末年始、園が定めた休日
		長期休業中	8:00 ～ 16:00	

※現時点での状況になりますので、変更となる場合があります。詳細は各園へお問い合わせください。

※１　満３歳児の預かり保育の実施は行っていません。

▶幼稚園ガイド

●教育・保育の場

白井市で利用できる教育・保育の場は、大きく分けて４種類あります。

① 幼稚園（年少～年長）※満３歳から所属できる園もあります。（▶9 ページ参照）

施　設　概　要	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設 （学校教育法に基づき文部科学省が管轄）
認　定　区　分	新１号、新２号、新３号、１号　※1 号認定は、まどか幼稚園のみ
利　用　時　間	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、預かり保育などを実施。 園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中も預かり保育などを実施。 また、白井市には、幼稚園の保育時間を補完する事業があります。（▶6 ページ参照）
利用できる保護者	就労制限なし。園との直接契約になります。

② 保育所（0～5 歳児クラス）

施　設　概　要	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設 （児童福祉法に基づき厚生労働省が管轄）
認　定　区　分	２号、３号
利　用　時　間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。

③ 認定こども園（0～5 歳児クラス）

施　設　概　要	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設 （認定こども園法に基づき内閣府が管轄）	
認　定　区　分	１号（新２号、新３号）、２号、３号	
	利　用　時　間	**利用できる保護者**
0～2 歳児クラス	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。
3～5 歳児クラス	昼過ぎごろまでの教育時間に加え、夕方までの保育を実施。	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。 認定こども園によっては、保育要件なしの１号認定（8：30～13：15）で利用できる園があります。また、1 号認定と併せて新２号・新３号認定を受けることが可能な場合もあります。

④ 地域型保育（0～2 歳児クラス）

施　設　概　要	保育所より少人数の単位で、0～2 歳の子どもを保育する事業。（児童福祉法に基づき子ども家庭庁が管轄） 白井市にあるのは「小規模保育」タイプで、少人数（定員 6～19 人）を対象に、家庭的な雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。**卒園後は、市内の連携の幼稚園等に通うことができます。**
認　定　区　分	2 号、3 号
利　用　時　間	夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者	共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者。
卒園児の進級先について	下記のとおり、連携施設として設定し、卒園後の進級先を確保しています。連携施設への進級希望者が連携受入枠を上回る場合、進級希望者の中で利用調整を行います。 ・⑩白井ふたば保育園　→　❶白井幼稚園、⑥こざくら保育園 ・⑪ひなた保育園・しろい　→　②南山保育園 ・⑫ひなた保育園・ふぉるてしろい　→　❹まこと南山幼稚園、❺英幼稚園

1．クラス編成

3 月 31 日時点の満年齢によって区分されます。クラス編成は、次のとおりです。

＜令和７年度入所＞（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

クラス	児童の生年月日
5 歳児クラス	平成 31（2019）年４月２日～令和２（2020）年４月１日
4 歳児クラス	令和２（2020）年４月２日～令和３（2021）年４月１日
3 歳児クラス	令和３（2021）年４月２日～令和４（2022）年４月１日
2 歳児クラス	令和４（2022）年４月２日～令和５（2023）年４月１日
1 歳児クラス	令和５（2023）年４月２日～令和６（2024）年４月１日
0 歳児クラス	令和６（2024）年４月２日～

＜令和８年度入所＞（令和８年４月１日～令和９年３月３１日）

クラス	児童の生年月日
5 歳児クラス	令和２（2020）年４月２日～令和３（2021）年４月１日
4 歳児クラス	令和３（2021）年４月２日～令和４（2022）年４月１日
3 歳児クラス	令和４（2022）年４月２日～令和５（2023）年４月１日
2 歳児クラス	令和５（2023）年４月２日～令和６（2024）年４月１日
1 歳児クラス	令和６（2024）年４月２日～令和７（2025）年４月１日
0 歳児クラス	令和７（2025）年４月２日～

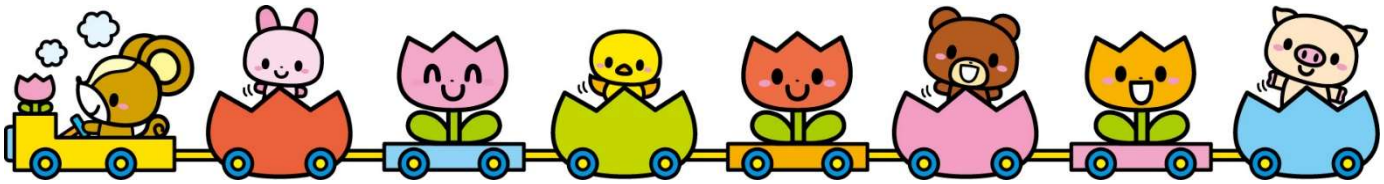

2．教育･保育施設一覧　※必ず開所時間の確認をお願いします。

種別		番号	施設名	所在地 電話番号 市外局番（047）	定員	開所時間 ※幼稚園は預かり保育を含む	満3歳から	年少から	生後57日目から	満6か月から
幼稚園	私立	❶	白井幼稚園	根1827-27 492-0800	300	【拡充限定】 平日 7:30 ～ 18:30 【通常】 平日 8:15 ～ 17:00 8:15 ～ 16:00 ※ 長期休業		○		
		❷	宝幼稚園	根1363-2 491-1581	300	平日 8:00 ～ 18:00	○			
		❸	まどか幼稚園	清水口3-22-1 491-9881	150	平日 7:45 ～ 19:00	○	○		
		❹	まこと南山幼稚園	南山1-7-2 491-9281	100	平日 7:30 ～ 19:00 土曜日 8:00 ～ 17:00	○			
		❺	英幼稚園	大山口2-2-2 491-3036	300	平日 7:45 ～ 18:45	○	○		
		❻	白井若葉幼稚園	堀込1-8 492-0801	200	平日 8:00 ～ 17:30	○ 水曜休			
送迎ＳＴ		①	送迎ステーション ※運営事業者が変わる場合があります。	根476-1 404-3290	20	平日 7:00 ～ 19:00	○			
保育所	公立	①	清水口保育園	清水口2-8-1 491-8082	180	平日 7:00 ～ 19:00 土曜日 7:00 ～ 17:00			○	
		②	南山保育園	南山1-7-1 491-1413	140	平日 7:00 ～ 19:00 土曜日 7:00 ～ 17:00			○	
		③	桜台保育園	桜台2-9 492-6101	120	平日 7:00 ～ 19:00 土曜日 7:00 ～ 17:00			○	
	私立	④	白井保育園	白井429 497-0359	60	平日 7:00 ～ 19:00 土曜日 7:00 ～ 17:00				○
		⑤	こざくら保育園	根1832-1 401-1181	60	平日 7:00 ～ 19:00 土曜日 7:00 ～ 17:00				○
		⑥	AIAI NURSERY 西白井	根1922-14 401-0953	98	平日 7:30 ～ 18:30 土曜日 7:30 ～ 17:00				○
認定こども園		⑦	はなぶさ保育園	大山口2-2-4 497-7870	98	平日 7:00 ～ 19:00 土曜日 7:00 ～ 17:00				○
		⑧	ひまわりこども園　※１	折立618-10 491-8384	85	平日 7:00 ～ 19:00 土曜日 7:00 ～ 17:00			○	
		⑨	白井ふじこども園 ※１	冨士239-1 402-2500	102	平日 7:00 ～ 19:00 土曜日 7:00 ～ 17:00				○
地域型保育 （小規模保育）		⑩	白井ふたば保育園	根1827-27 401-1187	18	平日 7:00 ～ 19:00 土曜日 7:00 ～ 17:00				○
		⑪	ひなた保育園･しろい	根235-2 401-0401	19	平日 7:30 ～ 18:30 土曜日 7:30 ～ 17:00				○
		⑫	ひなた保育園･ふぉるてしろい ※運営事業者が変わる場合があります。	根476-1 404-3290	19	平日 7:00 ～ 19:00 土曜日 8:30 ～ 17:30				○

※１　ひまわりこども園、白井ふじこども園の３～５歳児クラスの１号認定での利用については、園へ直接お問い合わせください。

※　公立保育所においては、市外在住者の受入を行っておりません。（白井市へ転入予定の方は、申込み可能です。）

※　保育所等の環境や保育内容、保護者会費や遠足費などの実費負担等について園により特色がありますので、詳細については園にお問い合わせください。

※　駐車場の有無や規模について、事前によくご確認ください。公立保育所では、清水口保育園には自園駐車場がありません。南山保育園・桜台保育園には駐車場がありますが、規模については施設見学の際にご確認ください。

※　幼稚園の利用を希望する場合は、直接幼稚園への申込みが必要となります。

※　必ず施設を見学し、利用方法や利用時間等について、ご相談をお願いいたします。

3.教育・保育施設の所在地

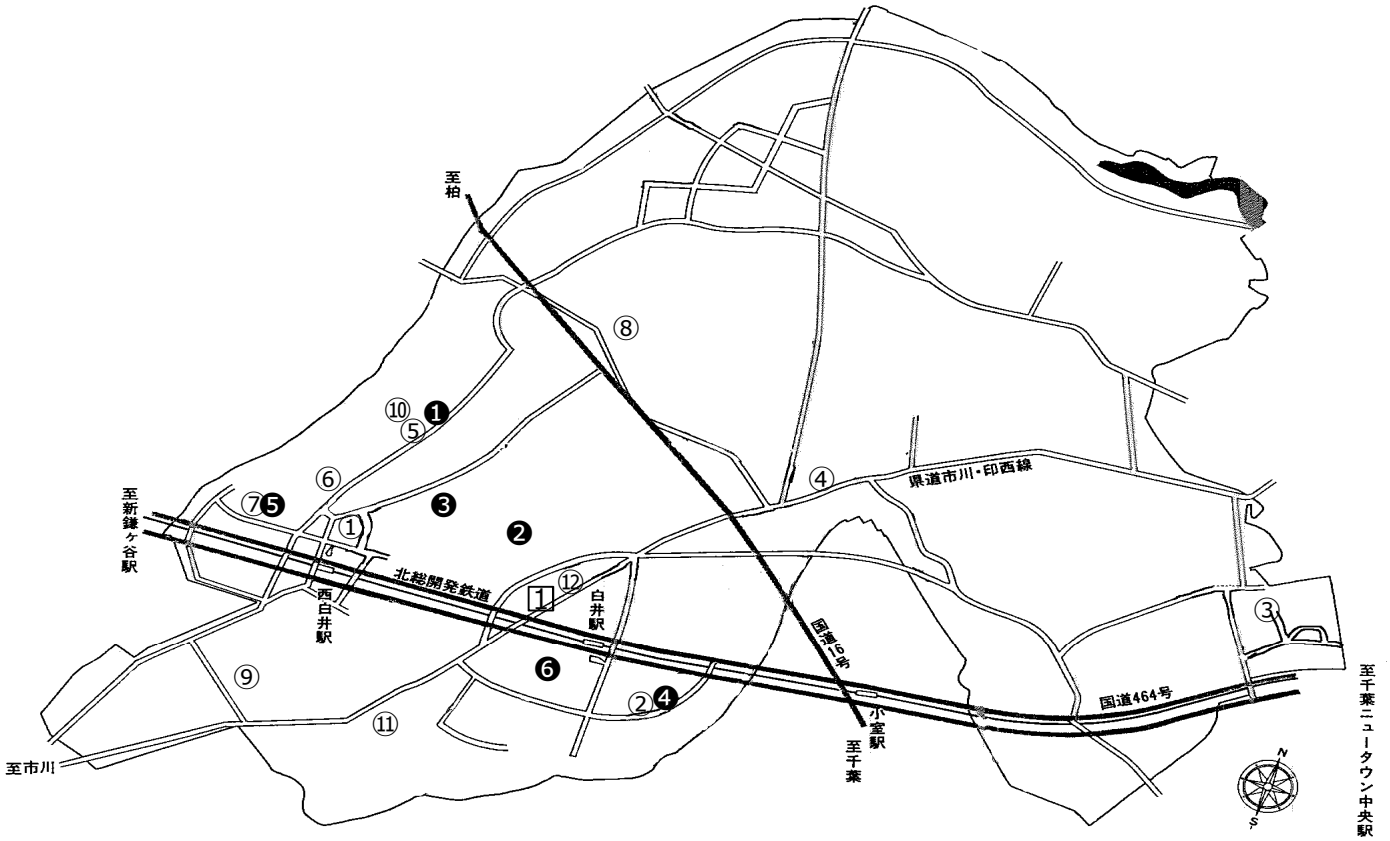

▶空き状況はホームページで

白井市保育所　空き状況

空き状況

●認定について

施設などの利用を希望する場合は、市から利用のための認定を受ける必要があります。

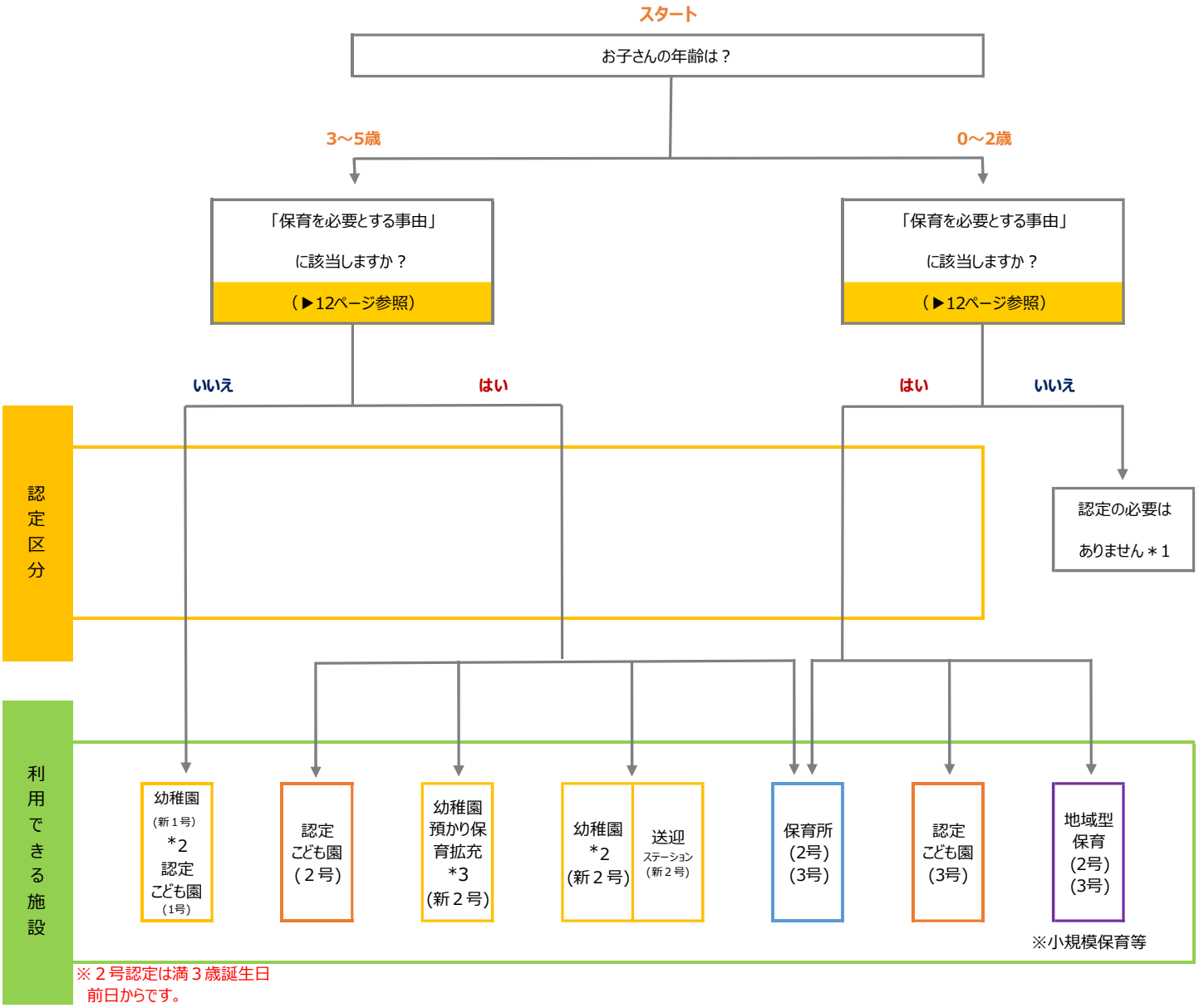

※1　必要に応じて、一時保育などの支援が利用できます。（▶35 ページ参照）

※2　保育料の無償化の対象について（▶34 ページ参照）

※3　幼稚園預かり保育拡充事業について（▶5･6 ページ参照）

1.保育を必要とする事由

次のいずれかに該当することが必要です。また、保育の必要量に応じ保育時間を区分しますが、保護者が**現に必要とする時間での利用**とします。（▶38･39 ページ参照）

保育を必要とする事由	保育の必要量	支給認定の有効期間
① 就労（月６４時間以上の勤務）	申請内容による	事由や状況による
② 妊娠、出産(在園児で下の子どもの妊娠･出産の場合の認定も含む)	保育標準時間 ※ 利用の基本は短時間 (▶42･43 ページ参照)	出産月を基準に前 2 か月の月初から（多胎妊娠の場合は前 4 か月）と、出産日から数えて 57 日目が属する月の末日まで
③ 保護者の疾病、障がい	申請内容による	事由や状況による
④ 在宅又は長期入院等している親族の介護･看護（月６４時間以上の保育の必要性）	申請内容による	事由や状況による
⑤ 災害復旧	保育標準時間	事由や状況による
⑥ 求職活動（起業準備を含む）	保育短時間	60 日（就労しない場合は退所）
⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む、在学証明書の提出可のもので（月６４時間以上の就学）	申請内容による	事由や状況による
⑧ 虐待や DV のおそれがある	申請内容による	事由や状況による
⑨ 育児休業取得中に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要である	保育短時間	育児休業に係る子どもの２歳の誕生日前日まで ※但し、育児休業に係る子どもの２歳の誕生月が入所保留となった場合は、その年度の末日まで（4 歳児クラス在園児は当該園に待機がなく下のきょうだいが入所できなかった場合において、次年度も継続可）
⑩ 上記以外の場合	申請内容による	事由や状況による

※①、④、⑦の勤務時間等には、通勤時間等は含みません。

2.保育の必要量

保育を必要とする事由や通勤時間など保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

a「保育標準時間」認定　▶8：30～16：30 の間の**送迎不可**

b「保育短時間」認定　▶8：30～16：30 の間の**送迎可**

※６か月未満時の保育標準時間認定及び延長保育については、原則、行っていません。

【イメージ】

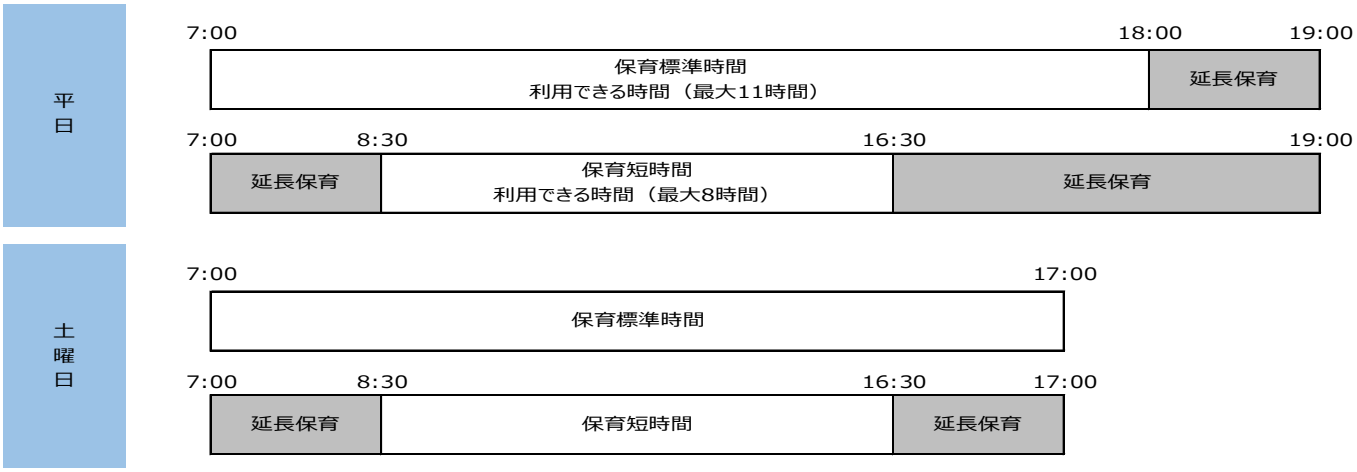

※　実際の利用時間は保護者の就労などの実態に応じたものとなるため、保育標準時間、短時間認定を受けた場合であっても、保護者が実際に保育を必要とする時間での利用となります。

※　延長保育の利用は、延長保育料を徴収します。（▶32 ページ参照）

●施設などの利用について

１．４月入所以外の保育所等の申込みから施設利用の流れ（２号･３号認定）

※　１号認定の場合は、幼稚園などの施設に直接申込みを行います。

施設見学（▶９ページ参照）

- ■ 利用希望する施設を見学します。事前に施設に電話予約し、余裕をもって準備しましょう。
- ■ お子さまの健康や発達に関することや日常生活での留意点がある場合は、保護者から施設に必ず説明しましょう。
- ■ 厚生労働省が発している「よい保育施設の選び方十か条」を参考にしましょう。

▶よい保育施設の選び方

利用申込

- ■ 申込期間内に市に直接認定及び利用希望を申込みます。(郵送やメール等による申込み不可)
  - ・ 認定について（▶11 ページ参照）
  - ・ 必要書類について（▶17 ページ参照）
  - ・ 申込期間について（▶16 ページ参照）
- ■ 事前面談を予約します。（▶16 ページ参照）

事前面談

- ■ 市が指定する日時に、事前面談を実施します。母子健康手帳を持参し、お子さまと一緒に来庁してください。
- ※　入所希望月の事前面談が受けられない場合、翌月の面談を予約します。
- ※　遠方からの転入予定など、やむを得ない事情により事前面談を受けない場合は、利用内定後に内定施設と面談し、利用の可否について決定します。

認定証の交付

- ■ 市が「保育の必要性」を認めた場合で、申請者が希望した場合のみ認定証が交付されます。

利用調整

- ■ 申込者の希望、保育所などの状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市が利用調整をします。
- ※　市が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、必要性の高いお子さまから利用を承諾します。市が定める基準とは、保育を必要とする事由による「基本点」と家庭状況などによる「調整点」の合計点を指します。また、合計点が同点の場合は『保育所利用選考の「基本点」と「調整点」の合計が同点の場合の優先順位』のとおり調整します。（▶28～30 ページ参照）
- ※　基本点及び調整点は利用開始予定日を基準とします。

利用保留

- ■ 利用調整の結果、申込者数が受入可能枠を上回り、希望の保育所等に利用が保留となった場合、利用保留通知書が交付されます。（保留通知書は“年度内有効”と記載し、１回のみの発行）
- ■ 利用が決定するまで、引き続き、翌月から年度末まで利用調整の対象となります。なお、翌年度以降も保育所等の利用を希望する場合には、改めて申込みが必要です。
- ■ 利用保留通知書は年度内において保育の利用が可能となるまで有効とし、改めて交付されません。
- ■ 翌月以降の保留状況については、別途保留証明書の発行ができます。（要申請）

利用内定

- ■ 利用調整の結果、希望の保育所等に利用が内定した場合、保育所等より電話連絡があります。

施設との面談及び利用契約

- ■ 内定先の保育所等で面談を受け、利用する際に必要な事項の説明を受けます。
- ■ お子さまの育ちをみたうえで、安全にお預かりできる保育態勢であれば、利用の決定となり、契約となります。

利用決定および保育料の決定

- ■ 利用決定通知書および保育料の決定通知書が交付されます。

保育所等利用開始

- ■ 慣らし保育を行います。（▶23 ページ参照）

２．４月入所時の保育所等の申込みから施設利用の流れ（２号・３号認定）

※令和８年度４月利用の流れは以下のとおりです。**※予定となります。**

施設見学（▶9 ページ参照）

申込書類の入手・作成（申込書類配布開始：令和７（2025）年 10 月１日（水）～）

- 白井市保育課、白井市ホームページ、市内保育所等で申込書類をお渡ししています。

申込書類の提出（申込受付期間：令和７（2025）年 10 月１日（水）～11 月 28 日（金））

- 申込期間内に白井市保育課の窓口に直接ご提出ください。(郵送やメール等による申込みは受付していません)
- 市外在住で白井市の保育所等に申し込む場合はお住まいの自治体で受付します。（▶24 ページ参照）
- 事前面談の予約をします。

事前面談（令和７（2025）年 12 月２日（火）、３日（水）、４日（木）、５日（金）、６日（土））

- 面談日に母子手帳を持参し、お子さまと一緒にご来庁ください。
- 遠方からの転入予定など、やむを得ない事情により事前面談を受けない場合は、利用内定後に内定施設にて事前面談を兼ねた利用前面談を行い、利用の可否について決定します。

利用調整（1 次調整）※転入予定のない市外からの申し込みの方は２次調整での調整となります。

- 利用調整結果に関する電話や窓口でのお問合せにはお答えできません。利用調整結果についての通知をお待ちください。

利用保留の場合：利用調整（1 次調整）結果通知発送（令和８（2025）年２月初旬頃）

- 利用調整（1 次調整）の結果、申込者数が受入可能枠を上回り、希望の保育所等に利用が保留となった場合、利用保留通知書が交付されます。
- 利用調整（1 次調整）の後も空きがある保育所等について、1 次調整の結果が保留となり、再調整を希望する方に対して、利用調整（2 次調整）の受付をします。（2 次調整受付期間：２月中旬頃締切（予定））

利用調整（2 次調整）

- ２次調整の手続き方法や結果の通知方法等については、２次調整の案内でお知らせします。
- 利用調整結果に関する電話や窓口でのお問合せにはお答えできません。利用調整結果についての通知をお待ちください。

利用内定

- 利用調整の結果、希望の保育所等に利用が内定した場合、保育所等より電話連絡があります。（内定が決まった方から順番に連絡をするため、電話連絡が入るまでの時間に差が生じる場合があります。）
- 利用調整（1 次調整）で内定した場合は、令和８（2026）年１月中旬以降。利用調整（2 次調整）で内定した場合は、２月末以降に保育所等より電話連絡があります。（予定）

施設との面談及び利用契約

- 内定先の保育所等で面談を受け、利用する際に必要な事項の説明を受けます。
- お子さまの育ちをみたうえで、安全にお預かりできる保育態勢であれば、利用の決定となり、契約となります。

利用決定および保育料の決定

- 利用決定通知書および保育料の決定通知書が交付されます。（※保育料決定通知書は４月上旬に交付）

保育所等利用開始

- 慣らし保育を行います。（▶23 ページ参照）

3.送迎ステーションの利用について

「令和７年度保育所等利用のご案内」をよくお読みいただき、お申込みください。

送迎ステーション見学（事前予約）

■ お子さまの健康や発達に関することなど、日常生活において留意している点がある場合は、保護者から施設に必ず説明しましょう。

利用申込

■ 市に直接認定及び利用希望を申込みます。(郵送やメール等による申込みは受付していません)

■ 必要書類について （▶17 ページ参照）

利用調整

■ 申込者の希望、送迎ステーションの状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市が利用調整をします。

※ 市が定める基準に基づき、保護者の状況などに応じ保育の必要性などから優先順位をつけ、必要性の高いお子さまから利用を承諾します。市が定める基準とは、保育を必要とする事由による「基本点」と家庭状況などによる「調整点」の合計点を指します。また、合計点が同点の場合は『保育所利用選考の「基本点」と「調整点」の合計が同点の場合の優先順位』のとおり調整します。

※ 基本点及び調整点は利用開始予定日を基準とします。

利用保留

■ 利用調整の結果、申込者数が受入可能枠を上回り、利用が保留となった場合、利用保留通知書が交付されます。（保留通知書は“年度内有効”と記載し、1 回のみの発行）

■ 仮決定者の状況により繰り上がった場合には、保育課より電話連絡をします。

■ 利用が決定するまで、引き続き、翌月から年度末まで利用調整の対象となります。なお、翌年度以降も利用を希望する場合には、改めて申込みが必要です。

■ 利用保留通知書は年度内において送迎ステーションの利用が可能となるまで有効とし、改めて交付されません。

送迎ステーション利用の仮決定

■ 利用調整の結果、送迎ステーション利用が通った場合、**仮**決定通知書が交付されます。

※ 送迎ステーション利用は、幼稚園入園の確定後に決定となります。(**ここでは利用決定ではありません。**)

幼稚園入園に必要な手続き及び幼稚園面接

■ お手続きの時期や方法などについて各幼稚園にお尋ねのうえ、申込みをし、面接を受けてください。

※ 幼稚園の入園に係る料金は別途必要となりますので、各園にご確認ください。

※ お子さまの健康状況等によっては、送迎ステーションの面接を受けていただく場合もあります。

送迎ステーション利用決定

■ 利用調整の結果と幼稚園の面談の結果を受けて、送迎ステーションの利用が決定した場合、利用決定通知書が交付されます。

送迎ステーションとの利用契約

■ 送迎ステーションから、利用する際に必要な事項の説明を受けます。

送迎ステーション利用開始

●利用申込について

1.申込期間について

<table>
<tr><th rowspan="2">入所希望月</th><th colspan="2">申込期間</th><th rowspan="2">保育所等申込の事前面談日
※送迎ステーションは事前面談はありません</th></tr>
<tr><th>保育所等</th><th>送迎ステーション</th></tr>
<tr><td>令和7（2025）年4月</td><td colspan="2">（期間終了）</td><td>（期間終了）</td></tr>
<tr><td>令和7（2025）年5月</td><td colspan="2">令和7（2025）年3月3日（月）～令和7（2025）年3月31日（月）</td><td>4月4日（金）・4月５日（土）</td></tr>
<tr><td>令和7（2025）年6月</td><td colspan="2">令和7（2025）年4月1日（火）～令和7（2025）年4月30日（水）</td><td>5月9日（金）・5月10日（土）</td></tr>
<tr><td>令和7（2025）年7月</td><td colspan="2">令和7（2025）年5月1日（木）～令和7（2025）年5月30日（金）</td><td>6月6日（金）・6月7日（土）</td></tr>
<tr><td>令和7（2025）年8月</td><td colspan="2">令和7（2025）年6月2日（月）～令和7（2025）年6月30日（月）</td><td>7月4日（金）・7月5日（土）</td></tr>
<tr><td>令和7（2025）年9月</td><td colspan="2">令和7（2025）年7月1日（火）～令和7（2025）年7月31日（木）</td><td>８月1日（金）・８月2日（土）</td></tr>
<tr><td>令和7（2025）年10月</td><td colspan="2">令和7（2025）年8月1日（金）～令和7（2025）年8月29日（金）</td><td>9月5日（金）・9月6日（土）</td></tr>
<tr><td>令和7（2025）年11月</td><td>令和7（2025）年
9月1日（月）～9月30日（火）</td><td rowspan="5">令和7（2025）年
8月1日（金）～9月30日（火）</td><td>10月3日（金）・10月4日（土）</td></tr>
<tr><td>令和7（2025）年12月</td><td>令和7（2025）年
10月1日（水）～10月31日（金）</td><td>11月7日（金）・11月8日（土）</td></tr>
<tr><td>令和8（2026）年1月</td><td rowspan="4">令和7（2025）年
10月1日（水）～11月28日（金）</td><td rowspan="4">12月2日（火）
～
12月6日（土）</td></tr>
<tr><td>令和8（2026）年2月</td></tr>
<tr><td>令和8（2026）年3月</td></tr>
<tr><td>令和8（2026）年4月</td></tr>
<tr><td>令和8（2026）年5月</td><td colspan="2">未定</td><td>未定</td></tr>
<tr><td>令和8（2026）年6月</td><td colspan="2">未定</td><td>未定</td></tr>
<tr><td>令和8（2026）年7月</td><td colspan="2">未定</td><td>未定</td></tr>
<tr><td>令和8（2026）年8月</td><td colspan="2">未定</td><td>未定</td></tr>
<tr><td>令和8（2026）年9月</td><td colspan="2">未定</td><td>未定</td></tr>
<tr><td>令和8（2026）年10月</td><td colspan="2">未定</td><td>未定</td></tr>
</table>

市内の方の申込みは全て直接保育課に提出となります（郵送不可）。

※　申込は、原則 8：30～17：15（土・日・祝・年末年始を除く）に受け付けします。

※　市外在住の方はお住いの自治体で受付となるので、必ずお住いの自治体へお問い合わせください。

※　結果通知発送については、入所希望月の前月 20 日前後になります。（4 月入所については下記のとおり）

※　４月入所に関する利用調整結果は、送迎ステーションは 10 月下旬頃、保育所等は 1 月下旬～２月上旬頃にご連絡する予定です。

※　入所保留の場合は、年度内の利用調整が続きます。そのため、同意書等にも記載のとおり、申込内容に変更がある際には速やかに届出をしてください。（変更内容や元の申請内容に応じて、変更の反映時期が変わります。）

※　利用申込は、年度毎の申請が必要となります。（申込様式一式の提出が必要）

2.必要書類について

■　**必要書類（基本）※きょうだいで同時に申込を行う場合、申込書と児童調査票以外は写しで結構です.**

全 員 必 須	① 【指定様式】子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書
	② 【指定様式】児童調査票
	③ 【指定様式】保育所等利用申込み必要書類確認票兼事前面談予約受付票
	④ 保育を必要とする事由を証する書類（▶18 ページ参照）
保育所等申込者のみ	⑤ 【指定様式】保育所等利用に関する同意書
送迎 ST 申込者のみ	⑥ 【指定様式】送迎ステーション利用に関する同意書
該当者のみ	⑦ 児童や世帯の状況により必要となる書類（▶19 ページ参照）
申請書提出時	⑧ マイナンバー（保護者 1 名）確認（▶19 ページ参照）

■　**提出対象者**

・書類の提出対象者は、申込児童の父母（パートナーを含む）・同じ住所地に住む 20 歳以上 65 歳未満の方です。（転入後に同居を開始する場合は、その方も提出対象者となります。）

・同居の 65 歳未満の親族が、申込児童の保育ができないことを証する書類（就労証明書等）の提出がない場合、利用調整時に点数が減点となります。（▶29 ページ参照）

・父母（パートナー含む）の証明書等の提出がない場合は、求職活動と同等の扱いとします。

■　**各書類の証明日**

・利用希望月から前６か月（例えば８月利用に関する申し込みについては証明日が２月以降）のものが有効です。

・保育所等の４月入所の利用に関する申し込みについては、証明日が１０月以降のものが有効です。

・送迎ステーションについても、利用希望月から前６か月のものが有効となりますが、３月及び４月入所の利用に関する申し込みについては、証明日が８月以降のものが有効です。

■　**就労を事由とする場合で外国籍の方**

・資格外活動許可受けていることが記載の在留カードの写しをご提出ください。“就労不可”の記載の場合は、就労および求職活動を事由とした申込はできません。

➢ 【書類の入手について】

〈配布場所〉

・健康子ども部 保育課…白井市役所（保健福祉センター３Ｆ）

・各認可保育施設…（▶9 ページ参照）

※　必要書類は、白井市ホームページ内「白井市保育所等利用申込み」のページからダウンロードすることができます。
https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/kenko/hoikuka/jik028/jik032/1538097194726.html

白井市 保育所等利用申込み

３．保育を必要とする事由を証する書類

★「利用希望月」の状況を証する書類の提出をお願いします。★

利用調整は、利用希望月の世帯状況・雇用契約の就労時間数等で点数を決定します。入所決定後に申請書類と入所月の実態に相違があることが判明した場合は、点数が変動することとなり、入所の取消しとなる場合があります。

世帯状況、就労時間数や育児休業の復職日等にはご注意ください。

実際に入所決定後に取消しや退園となった事例があります。

保育を必要とする事由		必要書類
①	就労（月６４時間以上の勤務）	【指定様式】就労証明書 （シフト勤務の場合は直近一ヶ月のシフト表を添付） ■ 自営業の場合は以下の書類の**いずれかの写し**を就労証明書に添付 ◇既に自営業を開始している場合 開業届、確定申告書、業務委託契約書、収入を証明できるもの（要相談）等 ◇これから自営業を開始する場合 開業届、業務委託契約書等 ※ご準備できない場合は、保育課までお問合せください。
②	妊娠、出産	■ 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載のページ）
③	保護者の疾病、障がい	■ ①、②の書類のいずれか ① 医師の診断書 ※ 市所定の様式「医師の診断書（疾病用）」をご使用ください。 ② 障害者手帳の写し、自立支援受給者証の写しなど ※ 障がいを事由とする場合で、身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Ⓐ～Ｂ-１の方は医師の診断書は必要ありません。 ※ 障害者手帳の内容により事由にあたらない場合もありますので、保育課にお問い合わせください。
④	在宅又は長期入院等している親族の介護・看護 （月６４時間以上の保育の必要性）	■ 医師の診断書 ※ 市所定の様式「医師の診断書（介護・看護用）」をご使用ください。 ■ 介護保険被保険者証の写しなど ■ ご家族の状況についての申立書 ※ 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「介護・看護に従事している1日の時間及び1か月あたりの日数」をご記載ください。
⑤	災害復旧	■ 罹災証明書 ■ 災害状況についての申立書 ※ 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「期間」をご記載ください。
⑥	求職活動（起業準備や申込月の就労先が不明な方、転職を考えている方を含む）	■ 必要書類はありません
⑦	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む、月６４時間以上の就学での保育必要量）	■ 在学証明書、時間割の写し（両方の提出が必要です。）
⑧	虐待やDVのおそれがある	■ 保育課にお問い合わせください
⑨	上記以外の場合	■ 保育課にお問い合わせください

４．児童や世帯の状況により必要となる書類

該当する項目が複数ある場合は、必要書類を全てご提出ください。

児童や世帯の状況	必要書類
①　ひとり親世帯（パートナーと同居の場合はひとり親とみなしません） ※児童扶養手当の申請状況を基に判定いたします	■　＜離別・未婚・死亡の場合＞申込保護者の戸籍謄本 ※　離婚の場合はその日付記載のもの ■　＜離婚調停中の別居の場合＞呼び出し状・事件係属証明書 ■　＜行方不明・拘禁の場合＞保育課にお問い合わせください
②　生活保護法による被保護世帯	■　受給者証の写し
③　生活中心者が解雇、倒産により 生活維持のため就労を要する場合	■　離職票・雇用保険受給資格者証などの写し ※　利用開始月の前１年以内の離職に限ります。
④　（市内在住の方） きょうだいが保育所等の利用申込をしていない場合で、 幼稚園等以外の施設を利用している場合　※1	■　利用していること及び利用日数が確認できるものの写し （通所受給者証など） ※　幼稚園の場合、在園証明書は不要です。
⑤　（市外在住の方） きょうだいが保育所等の利用申込をしていない場合で、 幼稚園等の施設を利用している場合、または入園予定の場合	■　在園証明書など（入園予定の場合は入園許可証等、入園することが確認できるもの）
⑥　在宅障がい児・者がいる世帯	■　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書いずれかの写し
⑦　対応を要する重度のアレルギーや重度の疾患等がある場合	■　保育課にお問い合わせください
⑧　療育に通所されている場合	■　通所受給者証の写し、通所スケジュール等の写し
⑨　白井ふじこども園のインクルーシブ保育を希望の方 ※白井市民・白井市転入予定の方	■　療育手帳の写し又は通所受給者証の写し
⑩　転入予定 （この場合、入所決定月の前月末までに必ず転入。）	■　【指定様式】転入手続きに関する同意書 ■　売買契約書又は賃貸契約書の写し（白井市住所のページと契約のページ・ 同居の場合は、世帯主の申立書） ■　父母の住民税課税証明書　※2 （所得割額と所得控除の合計額が記載のもの）
⑪　令和７年９月から令和８年８月利用希望で、 令和７年１月１日に白井市に住民登録がないい	■　父母の令和７年度住民税（非）課税証明書　※2 （所得割額と所得控除の合計額が記載のもの）
⑫　令和８年９月から令和９年８月利用希望で、 令和８年１月１日に白井市に住民登録がない	■　父母の令和８年度住民税（非）課税証明書　※2 （所得割額と所得控除の合計額が記載のもの）
⑬　保護者が外国籍の方	■　在留カード、特別永住者証明書、資格外活動許可証いずれかの写し ※在留期限切れの場合は申込不可

※1　利用していることが確認できるものの写しの提出が必要な施設
特別支援学校幼稚部、児童発達支援及び医療型児童発達支援、児童心理治療施設、認可外保育施設（一般的な保育施設やベビーシッター）、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター

※2　住民税未申告の場合や住民税（非）課税証明書の提出がない場合は、利用調整において不利になる場合があります。（▶30 ページ参照）

【マイナンバー確認資料】マイナンバー確認・身元確認は来庁した保護者１名のみ対象です。

マイナンバーの確認	身元確認
通知カード もしくは マイナンバーが記載された住民票の写し	以下の書類から１点 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
	以下の書類から２点 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当
マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナンバーの確認」と「身元確認」がマイナンバーカードのみでできます。	

５.お子さまの発達・発育、身体に心配がある保護者の方へ（事前面談）

言葉が遅れているのでは？落ち着きがなくて心配だ。身体に障がいがあるが、保育所を利用できるのか？

市では、事前に面談を実施し、お子さまの状況を確認させていただくとともに、利用について保護者の方と話し合いを行っていくこととなります。（必要に応じて専門職が同席する場合があります。）

なお、事前面談や利用内定後の保育所等での面談で、お子様に安全な保育を実施するため特別な支援が必要と判断された場合は、さらにプレ保育を実施することがあります。入所については、それらの結果を総合的に踏まえ判断しますので、希望された保育所等の態勢によっては、空き状況に関わらず入所をお断りする場合や、加配保育士や看護師の配置等について保育所等の受け入れ態勢が整うまで、利用を保留させていただくことがあります。保育所等が集団生活の場であることや療育機関でないことを踏まえ、保護者様にはご理解・ご協力をお願いいたします。

また、児童発達支援施設と保育施設を併設しインクルーシブ保育を行う園がありますので、3 ページ目「白井ふじこども園～インクルーシブ保育の開始～」をご確認ください。

- アレルギーや疾患があり、対応を要するお子さまは主治医の意見書及び指示書をお願いする場合があります。
- 集団生活の中でお子さまにとって安全な保育環境の確保が難しい場合は園に空きがあってもお預かりできないことがあります。

●注意事項

1．申込時の注意事項について

- 利用調整は、先着順ではありません。
- 認可保育施設は、駐車場の有無、園服の有無、受入れ月齢、開園時間、アレルギー対応、園庭の有無、保育内容等に違いがあるため、 申込前にご確認および見学のうえ、希望園をお決めいただくことをお勧めします。
- 希望施設に受け入れの余裕がないなど、利用申込をされてもご希望に添えないことがあります。
- 申込書記載の施設以外は利用調整しません。複数の施設を希望する場合は、第 2 希望以下の施設についても通園が可能な範囲で申込書にご記入ください。記載順に調整します。
- 転園を希望する場合は 1 園のみ希望可能です。転園が決定したにも関わらず内定を辞退する場合は、元いた施設を退所となります。
- 空きがないクラスも申込が可能です。
- 申込内容が事実と異なる場合、利用を取り消すことがあります。
- 入所の利用調整は、入所希望月における申込内容、状況（保育を必要とする事由、住所、家族、勤務形態等）によって行います。入所内定後であっても、入所開始までの間に変更が生じた場合は、必ずお申し出ください。申込内容が事実と異なる場合、入所内定や決定を取り消すことがあります。特に、仕事を辞めた、勤務時間数を申込時から変更した、市外に住民票を異動した等、選考の際の保育の必要性（選考点）が利用申込時と異なる場合は、改めて利用調整をさせていただき、入所内定や決定を取り消すことがあります。
- 利用申込時点では白井市民であるが、申込後から入所希望月までの間に市外へ転出する予定がある場合は、申込時に必ずお申し出ください。入所希望月に白井市在住でない場合は、市外在住者として利用調整を行います。白井市民として利用申込みを行い、市内保育所等に入所が決定（内定）した場合は、入所月の 1 日時点で白井市民であることが必要です。
- 申込書類に不備がある場合、利用調整において点数が低くなることがあります。
- 申込後、ご家庭の状況（就労状況等）に変更があった場合は、入所保留中であっても必ず保育課へご連絡ください。状況に応じて、提出が必要な書類をご案内します。連絡なく変更が判明した場合、利用内定・決定を取り消すことがあります。
- 育児休業を取得中で、「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」裏面の「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合は、調整点を 20 点減点したうえで利用調整を行います。復職希望月以降は、通常の指数で利用調整を行います。復職希望月等に変更が生じた場合は、その都度「保育所等利用希望施設等変更届」を提出してください。また、「育児休業の延長を許容できる」を選択した場合も、利用調整における調整指数に応じて選考を行い、入所可能となった場合には、その旨を通知します。
- 入所日から 2 週間程度、慣らし保育を行います。就労開始日・復職日に留意（就労先と相談等）して、入所決定月内に必ず就労を開始してください。就労が開始されない場合、利用の解除（退園）となることがあります。
- 育児休業からの復職・就労内定・派遣社員など、利用が決まったら就労開始する場合は利用開始月の末日までに復職し、翌月 15 日までに就労開始がわかる就労証明書を提出する必要があります。育児休業の方は復職後、就労内定、派遣社員の方は就労開始後に、就労証明書の提出をお願いします。

※ **育児休業から復職する場合は、育児休業を受けていた職場に戻ることを前提に**、利用調整で優先順位が上がる規定を設けています。申込み中に復職予定の職場を退職したり、**別の職場への転職、事業の廃止や再雇用されなくなった場合**、利用調整時点と状況が異なることとなり、再調整が必要となります。万が一、利用決定後に元の職場に戻らないことが判明した場合は利用決定を取消し、利用開始後に復職しないことや**申込みの際に提出した就労証明書のとおり就労していないことが判明した場合は利用の解除（退園）となることがあります。**

※ 育児休業から復職する場合は、育児休業を受けていた職場に**同じ労働条件（勤務時間数等）で復職すること**が必要となります。（※育児短時間勤務制度を使っての復職ではなく、短時間労働者に労働条件を変更した場合は、同じ条件での復職にはあたりません。）

※ 就労内定や派遣社員の方など、職場や派遣元などと雇用関係を維持し、就労証明書に記載の就労条件で就労先や派遣先での就労が必要です。万が一、利用決定後に就労内定・派遣の職場で就労しないことが判明した場合は利用決定を

取消し、利用開始後に就労しないことが判明した場合は利用の解除（退園）となることがあります。

- 令和７年度の申込みをしていて、令和７年度の利用の必要がなくなった場合は、申込みの取下が必要です。（育児休業給付金の対象期間延長については、市役所は管轄外となるため、お勤め先にお問い合わせください）
- 保育所等の入所については、原則毎月１日入所となります。１日からご利用が無い場合も１日時点で在籍となります。
- 保育所等とその他の施設での二重在籍が認められていない場合があります。保育所等入所前に施設に在籍している場合、入所が決まった際には、入所月の前月末日で在籍中の施設を退所する必要があります。在籍中の施設によくご確認ください。

２.申込後の注意事項について

- **【「妊娠、出産」を事由として利用申込みをした場合】**

  支給認定の有効期間が限られていることから、認定期間の満了をもって保育所等利用申込みの有効期間も終了となり、以降、利用調整が行われなくなります。
  期間満了後も継続して保育所等の利用を希望する場合は、新たな「保育を必要とする事由」に係る必要書類を保育課にご提出ください。（▶27 ページ参照）

- **【希望施設を追加・変更する場合】**

  「保育所等利用希望施設等変更届」を変更希望月の申込期間に保育課にご提出ください。（▶16 ページ参照）
  書式は保育課で配布しているほか、ホームページからも印刷できます。

- **【利用内定を辞退・申込みを取下する場合】**

  「保育所等利用申込取下書」を保育課にご提出ください。受理日付けで辞退・取下となります。
  書式は保育課で配布しているほか、ホームページからも印刷できます。
  ※　特に、転園の申込みをしている場合、一度転園が決定すると、辞退は受付できませんのでご注意ください。
  ※　やむを得ない理由なく内定を辞退した場合、勤務先・ハローワークにおいて確認・審査が行われ、育児休業・給付の延長が認められない場合があります。（お勤め先にお問い合わせください）

  【注意事項】

  ・きょうだいで申請をしている場合、利用調整時に加点がされます。きょうだいとも内定した場合で、一方が内定を辞退した場合は、辞退していないお子さまの加点がなくなるため、加点がなくなった後の点数で再度利用調整を行います。

３.利用開始後の手続き及び注意事項等について

- **【求職活動の要件で保育所等の申込みをされた方】**

  ・求職活動の認定終了日の翌日までに就労を開始し、認定変更の手続きが必要となります。
  ①認定終了日までに就労証明書を用意できる方
  →変更申請書（第 10 号様式）と就労証明書を認定終了日までにご提出ください。
  ②認定終了日までに就労証明書を用意できない方
  →変更申請書（第 10 号様式）を認定終了日までにご提出ください。就労証明書は、準備が出来次第速やかにご提出ください。
  ※変更申請書には就労開始日をご記入ください。就労証明書に記載の雇用開始日と同じ日付としてください。

- **【育児休業中に保育所等の申込みをされた方】**

  入所月の月末までに復職をし、翌月１５日までに復職日以降の証明日が記載された、就労を開始したことがわかる就労証明書をご提出ください。

- **【妊娠・出産要件で保育所等の申込みをされた方】**

  ・妊娠・出産の認定期間は、出産日から数えて 57 日目が属する月の末日までとなるため、以降も保育所等を利用する場合には、他の要件に認定を切り替える必要がありますのでご注意ください。

■ **【保育を必要とする事由や身分事項などに変更があった場合】**

保育を必要とする事由や身分事項などに変更があった場合は、書類の提出が必要です。（▶27 ページ参照）
そのほか、年に一度、現況届の提出が必要になります。提出されない場合や基準に満たない場合は、退所となる場合があります。

■ **【保育を必要とする事由や身分事項などに変更があった場合の、保育料・延長保育料の適用について】**

支給認定変更の適用日は、事実発生日又は変更申請書の提出日のいずれか遅い方の日とします。また、保育料及び延長保育料の変更については、支給認定を変更した翌月から適用とします。例えば、「求職活動・保育短時間」の認定で利用していて、月途中で「就労・保育標準時間」の変更申請をした場合、当月の保育料は「保育短時間」となり、保育短時間外を利用した分の延長保育料はかかります。就労開始日など、ご留意ください。

■ **【慣らし保育について】**

お子さまが新しい環境に慣れるため、保育を 1 日 1 時間程度から開始します。原則、入所月の初日から開始し、その後、2 週間程度実施します。就労開始日にご留意ください。なお、転園した場合も同様です。

■ **【長期欠席する場合】**

里帰り出産や子どもの病気などのため園を長期にわたり欠席する場合、欠席する期間が 2 か月過ぎることがわかった時点で退所となります。

■ **【お子さまが風邪を引いた場合】**

保育所等は健康なお子さまをお預かりする施設ですので、お子さまに熱があるときは、家庭保育をしていただくこととなります。風邪を含め、お子さまの病状により登園をお断りする場合がありますので、詳しくは園にご確認ください。なお、市では、病児・病後児保育事業を実施しており、お子さまの病状によって利用することができます。（▶36 ページ参照）

■ **【退園（利用辞退・利用解除）について】**

白井市外へ転出するときや保育を必要とする事由がなくなった場合、早急に園に「退所届」をご提出ください。また、保育の必要性がなくなったにも関わらず届出をされない場合、利用を解除し、退所となります。

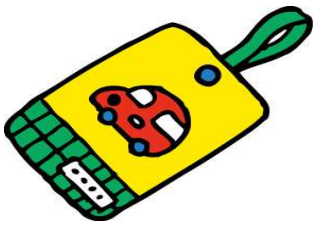

●管外の申込について

1.白井市在住で、市外の保育所等を申込みする場合

必 要 書 類	①白井市が指定する申請書類一式（▶ 17 ページ参照） ②希望施設のある自治体が指定する書類
提 出 先	白井市
提 出 期 限	希望施設のある自治体が指定する申込期限の２週間前 ※不足書類が生じることがありますので、余裕をもってお申込みください。
結果の通知	白井市から通知

■注意事項■

①自治体によって、一定の申込制限（保護者の勤務先がその自治体にあることが申込みの条件等）があり、締切日や必要書類も異なります。お申込みの際は、ご自身で希望施設のある自治体によくご確認のうえ、お申込みください

②保育所等へ入所する場合は、入所承認期間が**当該年度末**までとなるため、年度ごとに申込みを行う必要があります。

③保育料は、白井市の算定方法により決定します。（▶32 ページ参照）

④保育料の徴収は、園の種別に応じ、私立保育所は白井市、私立認定こども園・小規模保育・事業所内保育などは各園、公立施設は施設のある自治体で行います。

2.市外在住で、白井市の保育所等を申込みする場合

（１）白井市に入所希望月の前月末までに転入する予定がある場合

（※市内在住者として利用調整を行います。）

必要書類	①白井市が指定する申請書類一式（▶ 17 ページ参照） ※転入後、新たに同居を開始する人がいる場合は当該者に係る書類も必要です。
提出先	白井市
提出期限	▶ 16 ページ参照

■注意事項■

①転入予定の必要書類が提出されない場合は市内在住者としての利用調整はしません。

②原則、白井市での事前面談を受けていただく必要があります。

③入所決定月の前月末日までに白井市へ転入していない場合は、利用内定の取消しとなります。

（２）（１）以外の場合

必要書類	①住民登録がある自治体が指定する申請書類一式 ②【白井市様式】児童調査票 ③【白井市様式】保育所等利用に関する同意書
提出先	住民登録がある自治体
提出期限	住民登録がある自治体が指定する日。 ※白井市の申込期限に間に合うように住民登録のある自治体にご提出ください。
結果の通知	住民登録がある自治体から通知。

■注意事項■

①白井市に転入する予定がない場合は、市内在住者の利用調整を終えた後に利用調整します。（ただし、保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を持ち、市内の認可保育所等（特定教育・保育施設及び地域型保育事業所、又は当該施設の連携施設、送迎ステーションを含む）で就労又は就労内定している場合は、市内在住者として利用調整します。）

②公立保育所においては、市外在住者の受入を行っておりません。市内の待機児童解消の観点から、保護者様にはご理解・ご協力をお願いいたします。

③原則、白井市での事前面談を受けていただく必要があります。申込期間に白井市保育課へご連絡ください。

④翌年度の継続利用については、▶２６ページをご参照ください。

３.白井市在住で、市外の保育所等に管外入所している方が、市内保育所等へ転園する場合

白井市に新規と同様の申込をしてください。

●白井市外在住者の継続利用について（市外へ転出後、継続利用する方等）

市外在住で利用中の方や市民の方が市外へ転出した場合で、ご利用中の市内保育所を翌年度も継続利用する場合には、下記いずれかの条件を満たす必要があります。条件を満たさない場合は、年度ごとに利用調整を行います。

●条件

①近隣市に該当児童の住民票の登録がある。

近隣市 → 印西市、鎌ケ谷市、我孫子市、八千代市、船橋市、柏市

②保護者の一方が白井市内に在勤・在学している。

●条件を満たしていない場合

年度ごとに利用調整（4 月の 2 次調整）を行います。利用調整の結果、利用を継続できない場合がありますので、居住している自治体の保育所を申請する等の対応をご検討ください。

ただし、１０月１日以降に市外に転出した方及び条件を満たせなくなった方については、翌年度末まで継続利用可能です。

【例】

【令和７年４月１日～令和７年９月３０日に転出した場合】

●令和７年度の利用について	
条件に関わらず当年度末まで継続利用可能。	
●令和８年度以降の利用について	
→条件を満たしている	条件を満たしている限り継続利用可能
→条件を満たしていない	年度ごとに利用調整（４月の２次で利用調整）

【令和７年 10 月１日～令和８年３月３１日に転出した場合】

●令和７年度及び令和８年度の利用について	
条件に関わらず令和８年度末まで継続利用可能。	
●令和９年度以降	
→条件を満たしている	条件を満たしている限り継続利用可能
→条件を満たしていない	年度ごとに利用調整（４月の２次で利用調整）

【条件を満たしていたが、令和７年４月１日～令和７年９月３０日に満たさなくなった場合】

●令和７年度の利用について
令和７年度末まで継続利用可能
●令和８年度以降の利用について
年度ごとに利用調整（４月の２次で利用調整）

【条件を満たしていたが、令和７年 10 月１日～令和８年３月３１日に満たさなくなった場合

●令和７年度及び令和８年度の利用について
令和８年度末まで継続利用可能
●令和９年度以降の利用について
年度ごとに利用調整（４月の２次で利用調整）

●保育を必要とする事由や身分事項などに変更がある場合の書類の提出について

利用申し込み後に、認定（「保育の必要な事由」または「保育の必要量」）に変更が生じた場合は、以下のとおりご提出ください。

変更内容		提出書類			
		変更届出書 第13号様式	変更申請書 第10号様式	就労証明書	その他必要書類 ※保育要件に関する必要書類は裏面参照
住所変更	白井市内で転居	○			
	白井市外へ転出　※１	○			退所届
保護者の連絡先		○			
保護者又は子どもの氏名		○			
家族構成	保護者の婚姻 (未婚の同居を含む)	○		○ (相手方)	
	保護者の離婚 (離婚調停中の別居を含む)	○			離婚届受理証明書 又は戸籍謄本
	上記以外	○			
税額の変更		○			
就労 （就職・転職 勤務時間の変更等）	保育の必要量 変更あり		○	○	保護者が自営業を開始する場合は、 開業届等の写し
	保育の必要量 変更なし			○	
妊娠、出産	出産予定日がわかったとき		○		母子健康手帳の 表紙及び出産予定日記載ページの写し
	出産後				母子健康手帳の 出生届出済証明記載ページの写し
育児休業の取得			○	○	就労証明書は育児休業期間の記載必須
育児休業の延長			○	○	就労証明書又は延長を証明する書類 育児休業期間の記載必須
育児休業から復帰			○	○	就労証明書は 育児休業期間及び復職年月日記載必須
保護者の疾病、障がい			○		医師の診断書(所定様式)　※２ 又は障害者手帳の写し　※３
同居又は長期入院等している親族の介護・看護			○		医師の診断書(所定様式)　※４ ご家族の状況についての申立書　※５
災害復旧			○		罹災証明 災害状況についての申立書　※６
求職活動（起業準備を含む）※7			○		
就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）			○		在学証明書 時間割の写し

◆支給認定変更の適用日は、事実発生日又は変更申請書提出日のいずれか遅い方の日とします。
また、保育料及び延長保育料の変更については、支給認定を変更した翌月から適用となりますので、保育短時間認定から標準時間認定に変更した場合、当月は、短時間認定の利用時間を超える利用については、延長保育料が発生します。

※1　転出後も、在園している保育園を引き続き利用したい場合には、転出先の市区町村で改めて利用申込する必要があります。
※2　診断書には、市、所定の様式「医師の診断書（疾病用）」をご使用ください。
※3　障害者手帳の内容により事由にあたらない場合もありますので、保育課にお問い合わせください。
※4　診断書には、市、所定の様式「医師の診断書（介護・看護用）」をご使用ください。
※5 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「介護・看護に従事している1か月あたりの時間」「期間」を記載ください。
※6 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」を記載ください。
※7　求職活動の事由での利用は60日です。期間内に手続きがない場合は退所となります。

●利用選考の際の点数について

1.保育所利用選考基準

類型	細目			適用	基本点
1 就労				月の就労時間が140時間以上である場合	10
				月の就労時間が120時間以上140時間未満である場合	9
				月の就労時間が100時間以上120時間未満である場合	8
				月の就労時間が80時間以上100時間未満である場合	7
				月の就労時間が64時間以上80時間未満である場合	6
2 母親の出産				出産予定月の前2箇月及び出産日を含め57日目の属する月の月末まで（多胎妊娠の場合は、出産予定月の前4箇月及び出産日を含め57日目の属する月の月末まで）	9
3 保護者の疾病等	疾病	入院		おおむね1箇月以上の入院	10
		居宅療養	常時臥床	おおむね1箇月以上臥床	10
			精神等	医師が長期加療(安静)を要すると診断した者	8
			一般療養	医師がおおむね1箇月以上加療(安静)を要すると診断した者	7
				上記以外で保育が困難であると認められる場合	6
	障がい	保育が日常的に困難と認められる場合(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級又は療育手帳((A))・Aの1・Aの2を所持している)			10
		保育が生活上、一部困難と認められる場合(身体障害者手帳3級～6級、精神障害者保健福祉手帳3級又は療育手帳Bの1・Bの2を所持している)			7
4 病人の看護等	看護介護付添	居宅外		おおむね1箇月以上入院している親族の入院付添に当たっている場合	10
		居宅内		寝たきり又は心身障がいである親族の常時介護等に当たっている場合	10
				心身の傷病及び障がいにより常時看護又は介護が必要と認められる場合	10
				その他の病人等の介護等	5
5 家庭の災害				震災、火災、風水害等による災害の復旧に当たる場合	10
6 求職活動等				求職又は開業予定のため日中外出を常態としている者	3
7 就学又は職業訓練				就学又は技能取得のため保育ができない。	※類型1に準じる
8 虐待・DVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合				虐待・DV等により特に保育が必要と認める状態にある場合	10
9 その他				上記類型に類する状態にある者	※類する項目に準じる

(備考)

1. 父母等保護者それぞれの基本点数の合算を入所申込み児童の基本点数とする。
   ひとり親世帯については、当該ひとり親の基本点数と10点との合算を入所申込み児童の基本点数とする。
   パートナーと同居の場合は、パートナーの方の保育を必要とする事由を基本点数とする。
2. 複数の要件に該当する場合は、生活に占める割合の高い要件を採用する。

2.保育所利用選考調整点

	番号	条件	調整点
世帯の状況	1	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）（パートナーとの同居の場合は除く）	+2
	2	生活保護法による被保護世帯	+1
	3	生計中心者が解雇、倒産により生計維持のため就労を要する場合	+1
	※4	65歳未満の同居の親族その他の者が保育できる場合	-2
	5	保護者が単身赴任の場合	+1
	※6	「妊娠・出産」認定中に保育所等を退園し、育児休業からの復職時に再度利用を希望する場合 ※保育所等の退所者で送迎ステーション利用希望は除く	+2
	※7	産後休暇又は育児休業が終了し職場に復帰する場合	+1
	※8	育児休業を取得中で、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	-20
就労状況	9	就労内定のうち、就労開始時期が未定の場合	-2
きょうだいの状況	※10	「妊娠・出産」認定中に保育所等を退園し、育児休業からの復職時に再度利用を希望する場合で、育児休業対象であった弟又は妹の入所の場合	+2
	※11	双子が同時に利用申込みをする場合(三つ子以上の場合は、1人増えるごとに1点を加算)	+1
	※12	第3子以降の利用申込みである場合	+1
	※13	きょうだい2人以上で同時に利用申込みをしている場合（送迎ステーションと保育園の同時申込は除く）	+1
	※14	きょうだいが別々の保育園等を利用しており、同一の施設又は事業への転園を希望している場合	+1
	※15	既にきょうだいが入所しており、同一保育所に入所を希望する場合 (同一保育所の選考においてのみ加点の対象とする)	+1
	16	きょうだいに保育所その他保育施設への利用申込みのない未就学児がいる場合	-1
	※17	地域型保育施設の卒園児童（市外地域型保育施設卒園児含む） ※送迎ステーション申込者は、対象外 ※令和5年4月入所時に0歳児クラスの方からは改訂予定（+6点は付きません）	+6
その他	※18	特別に支援を要する子どもの保育を希望する場合	+1
	19	転園(きょうだいがいる場合を除く)	-1
	※20	利用の内定を辞退した場合(辞退した利用月の属する年度内の利用調整に限る)(辞退毎に適用)	-2
	※21	保育料の滞納期間が正当な理由なく3か月以上経過している場合	-10
	22	保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の資格を持ち、市内の認可保育所等(特定教育・保育施設及び 地域型保育事業所又は当該施設の連携施設を含む。以下同じ。)で就労若しくは就労内定している場合	+3
	23	保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の資格を持ち、市内の幼稚園若しくは市外の認可保育所等で就労若しくは就労内定している場合	+1
	24	その他市長が特に必要と認める場合	※

※4について同居の祖父母・おじ・おば等の親族が65歳未満であっても、保育ができないことを証する書類の提出があった場合は本調整をしないこととする。
※6、7については、該当するもの1項目のみの調整をする。
※8については、復職希望月以降は本調整をしないこととする。
※7、11、12、13については、転園を希望する者の場合は本調整をしないこととする。
※10～15については、該当するもの1項目のみの調整をする。
※17については、市内在住者、転入予定者含む又は市外在住者のうち22に該当する場合に調整する。
※18については、障がいを有する場合は手帳、診断書、その他状況を証する書類のある場合に調整する。
※20については、利用の内定を辞退した回数を乗じて調整をする。
※21については、申込みの前後に納付し領収書の写しの提出があった場合は調整をしないこととする。
※市長が特に必要と認める場合には、別途調整指数を設けることができるものとする
※上記以外で特に調整指数が必要な場合は、利用調整会議にて決定する。

●送迎ステーションとひなた保育園・ふぉるてしろいは同じ敷地にありますが、同一施設ではありませんのでご注意ください。

３.保育所利用選考の「基本点」と「調整点」の合計が同点の場合の優先順位

順位	項目
1	年度内に利用の内定を辞退したことがない
2	市内の認可保育所等以外の施設に預け、既に就労を開始している
3	育児休業の開始日が早い
4	両親不存在又はひとり親世帯（死亡、離別、行方不明、拘禁、未婚、離婚調停中の別居等）
5	既にきょうだいが入所しており、同一保育所等に入所を希望する
6	保護者が単身赴任
7	生活保護法による被保護世帯
8	市民税所得割課税額の合計が少ない
9	基本点数が高い

＜利用調整の取り扱い＞

育児休業を取得中で、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる方は、調整点を20点減点したうえで利用調整を行います。（「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」裏面の該当欄にチェックをしてください。）

※復職希望月以降は、通常の指数で利用調整を行います。

●保育料について

認定区分や保護者の所得に応じて、保育料が決まります。

1.保育料の決定について

保育料は、扶養義務者の所得（市民税所得割課税額）により決定される「①階層区分」「②利用時間区分（標準時間・短時間）」によって決定します。

3 歳児クラス～5 歳児クラスの利用料は無料です。（▶保育料基準表参照 32 ページ）

※　令和７年９月～令和８年８月分の保育料は令和７年度の市民税額（令和６年１月１日から 12 月 31 日までの所得）により決定します。決定通知は、令和７年９月上旬と令和８年４月上旬に送付します。

※　令和８年９月～令和９年８月分の保育料は令和８年度の市民税額（令和７年１月１日から 12 月 31 日までの所得）により決定します。決定通知は、令和８年９月上旬と令和９年４月上旬に送付します。

※　保育課から通知する保育料は、規定どおりに自動計算されていますので、下記【①階層区分】をご確認いただいたうえで、税額や控除額等について確認したい場合は、課税課にお問い合わせください。

※　住民税未申告の場合は、保育料が【最高階層】となります。

※　保育料は月極めのため、登園状況や月途中の退所などに関わらず、１か月分の保育料がかかります。

※　生後５７日目、または生後満６か月で入所した場合は、月途中でも１か月分の保育料全額がかかります。

※　園により保育料が異なることはありませんが、給食費（３～５歳児クラス）や保護者会費、遠足費などの実費負担や、園が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合がありますので、詳しくは園にお問い合わせください。

①　階層区分

利用料算定では、税額控除のうち住宅借入金特別控除等※1 の適用を受ける前の「所得割額」を用います。そのため、市民税額としての所得割額と、利用料の算定に用いる所得割額が異なる場合があります。なお、父母（ひとり親世帯※2 の場合は父又は母）の市民税が非課税で、同居の扶養義務者（祖父母等）がいる場合、扶養義務者の所得割額が高い方の税額を父母の税額に合算して保育料を決定します。

※１　住宅借入金特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の税額控除（調整控除を除く）

※２　離婚した相手やパートナーが同住所にいる場合は、その者も扶養義務者とみなし、保育料の算定根拠に含め、ひとり親世帯とはみなしません。

②　利用時間区分（▶12 ページ参照）

保育を必要とする事由や通勤時間など保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

a「保育標準時間」認定　▶最長 11 時間（フルタイム就労を想定した利用時間）

b「保育短時間」認定　▶最長８時間（パートタイム就労を想定した利用時間）

2.保育料の変更について

保育料確定後に修正申告等で税額を変更したことにより、保育料の階層区分が変わる場合は、変更があったことを保育課にお申出ください。年度内に限り、遡って保育料を算定し直します。

【保育料基準表】

階層	階層区分		0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
			保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護世帯		無償		**※無償化は３歳児クラスになってから** ２歳児クラスの途中で満3歳になっても 無償にはなりません
第2	市民税非課税世帯				
第3	市民税所得割課税世帯	12,100円未満	8,900円	8,700円	
第4		24,200円未満	11,700円	11,500円	
第5		36,300円未満	12,600円	12,300円	
第6		48,600円未満	13,600円	13,300円	
第7		60,700円未満	16,400円	16,100円	
第8		72,800円未満	19,500円	19,100円	
第9		84,900円未満	21,000円	20,600円	
第10		97,000円未満	27,000円	26,500円	
第11		115,000円未満	31,200円	30,600円	
第12		133,000円未満	35,600円	34,900円	
第13		151,000円未満	40,100円	39,400円	
第14		169,000円未満	44,500円	43,700円	
第15		213,000円未満	51,000円	50,100円	
第16		257,000円未満	55,600円	54,600円	
第17		301,000円未満	58,200円	57,200円	
第18		349,000円未満	59,800円	58,700円	
第19		397,000円未満	63,200円	62,100円	
第20		447,000円未満	66,100円	64,900円	
第21		447,000円以上	67,700円	66,500円	

※保育料は定期的に見直しを行っています。保育料が変更となる場合があります。

3.延長保育料の算定方法

平日

	7:00	7:30	8:00	8:30		16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00
標準時間	利用できる時間（最大11時間）								50円	50円	
短時間	50円	50円	50円	利用できる時間（最大8時間）		50円	50円	50円	50円	50円	

土曜日

	7:00	7:30	8:00	8:30		16:30	17:00
標準時間	利用できる時間						
短時間	50円	50円	50円	利用できる時間		50円	

- 上表は公立のものです。私立については各園にお問い合わせください。
- 延長保育料の減免について
  - ・保育料基準額表中の第 1 階層世帯（生活保護認定世帯）、第 2 階層世帯（前年分所得税非課税かつ前年度住民税非課税世帯）については、時間外保育利用許可を受け、「時間外保育料減免申請書」を園に提出してください。なお、申請内容により減免が受けられない場合があります。
  - ※市外在住者の方は対象外です。
  - ・その他の減免（きょうだい減免等）の有無については、各園にお問い合わせください。
- 利用を開始・変更・停止する場合は、園に申請ください。

4.保育料の納入について

原則、口座引き落としとなります。振替日は利用月末日で、末日が土・日・祝日の場合は翌営業日となります。

但し、認定こども園・地域型保育については、各施設で納入方法や振替日が異なりますので、詳しくは園にお問い合わせください。

※ 白井市民の方で他自治体の公立保育園利用の方は、その保育所のある自治体が徴収します。

■ 保育料決定後にお渡しする「預金口座振替依頼書」により、口座振替指定金融機関にお申込みください。ゆうちょ銀行をご利用の場合は、銀行に専用用紙があります。

※ 口座振替手続きが完了するまで時間がかかるため、手続きが完了するまでの間は納付書で納めてください。

※ 口座振替日・納期限は毎月月末（12 月は 25 日）となります。なお、振替日が金融機関休業日にあたる場合は翌営業日となります。口座振替領収書は発行しませんので、通帳等でご確認ください。

※ 既に在園されている方で、口座振替の手続きがお済みでない方は、口座振替の手続きをお願いします。

※ 保育料を滞納した場合、児童手当からの特別徴収や、財産の差し押さえなどの処分を行うことがあります。

5.保育料の減免について

■ 多子軽減

小学校就学前の範囲で、支給認定保護者と同一世帯に属する、保育所等に入所している子ども（負担額算定基準子ども※1）のうち、最年長の子どもから数えて 2 人目は上記の半額、3 人目以降は 0 円とします。（きょうだいが 3 歳以上で保育料が無償化されていても、負担額算定基準子ども※1としてカウントします。）

【年齢制限の撤廃※2】 所得割額が 57,700 円未満である世帯においては、生計を一にする※3負担額算定基準者※4について、多子軽減に係る年齢制限を撤廃します。

■ 要保護世帯等※5軽減

要保護世帯等については 3～6 階層について、保育料基準表の額より 1,000 円の軽減を行ったうえで半額とし、7 階層から所得割額 77,101 円未満の世帯においては、保育料基準表の額の半額とします （上限額：9,000 円）。

【年齢制限の撤廃】 3 階層から市民税所得割 77,101 円未満までの世帯においては、生計を一にする負担額算定基準者について多子軽減に係る年齢制限を撤廃し、2 人目以降を無料とします。

※1 【負担額算定基準子ども】…小学校就学前で、認可保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業（子ども・子育て支援制度に規定される施設・事業）・企業主導型保育事業・特別支援学校幼稚部※・児童発達支援及び医療型児童発達支援※・児童心理治療施設※に在籍している子ども。

（※印の施設に在籍している場合は、在籍していることが確認できるものの写しの提出が必要です。）

※2 年齢制限の撤廃に該当する場合、「保育料多子軽減に関する申出書（各施設にあります）」及び生計が一であることを証する書類（扶養人数の記載がある課税証明書、遠隔地用健康保険証、児童認定通知書等）を提出してください。軽減は提出があった日の翌月より開始となります（4 月からの軽減申請は 5 月末までに提出してください。）。

※3 【生計を一にする】…支給認定保護者と同居している、または別居しているが常に生活費等を送金している場合や、児童手当や地方税等、他の法令において当該認定がされている場合に「生計を一にする」ものとする。

※4 【負担額算定基準者】…①支給認定保護者に監護されるもの（未成年）、②支給認定保護者に監護されていたもの（①が成年に達した場合）、③支給認定保護者またはその配偶者の直系卑属（①②を除く）

※5 【要保護世帯等】…ひとり親（※２）世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯・その他（生活保護に定める要保護世帯等特に困窮していると市長が認めた世帯等）を指します。軽減を受けるには申し出が必要となりますので、申出書（各施設にあります）及びこれを証する書類（※１）を利用施設にご提出ください。

（※１）証する書類…ひとり親世帯は戸籍謄本、在宅障がい児（者）のいる世帯は身体障がい者手帳・療育手帳精神障がい者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・障がい基礎年金証書の写し

（※２）離婚した相手やパートナーが同住所にいる場合は、その者も扶養義務者とみなし、保育料の算定根拠に含め、ひとり親世帯とはみなしません。

6.幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月 1 日より、3～5 歳児クラスの幼稚園・保育所等の利用料が無償になりました。

※　新制度の対象にならない幼稚園と認可外保育施設は月額上限まで無償化となります。

※　0～2 歳児クラスは、住民税非課税世帯が対象です。

あなたのご家庭では具体的にどのような支援が受けられるのでしょうか？

あなたのお子さまの場合をシミュレーションしてしみましょう。

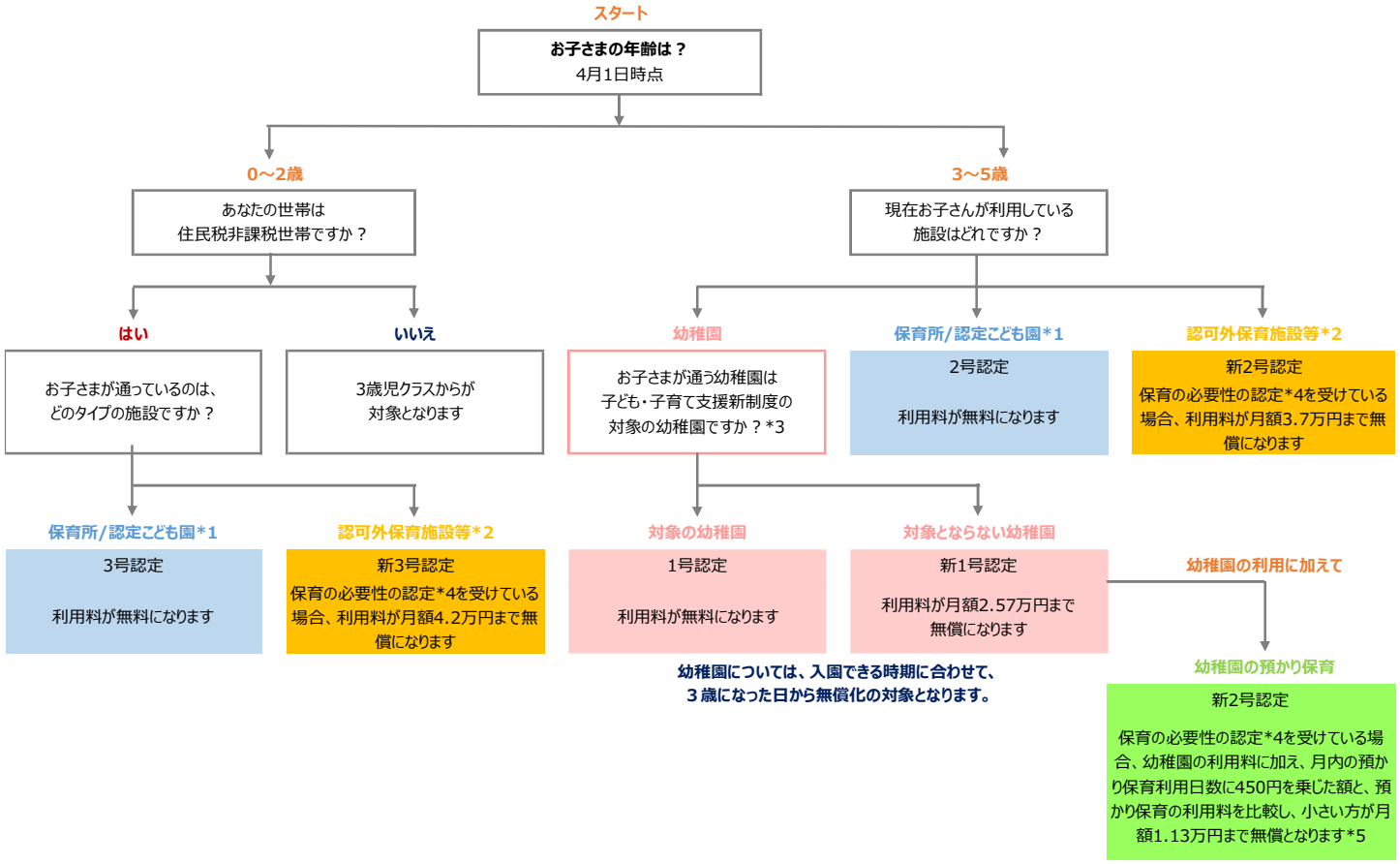

■　幼稚園においては、通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまでどおり保護者の負担になります。ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第 3 子以降の子ども（小学校 3 年生以下の最年長の子どもを第 1 子としてカウントします。）については、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。

■　就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3 歳から 5 歳までの利用料が無償化されます。

※1　地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育（標準的な利用料）も対象です。

※2　認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※3　まどか幼稚園以外は、「新制度の対象とならない幼稚園」です。市外幼稚園の場合は通園している幼稚園にご確認ください。

※4　無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。（▶11～12 ページ参照）

※5　満 3 歳に達する日から最初の 3 月 31 日までの間にある住民税非課税世帯の子どもたち（新 3 号認定）については、“預かり保育”が最大月額 1.63 万円まで無償になります。

●地域の子育て支援の充実

市内に住む子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実します。

1.一時保育

各種申請及び問い合わせ先は、利用する施設となります。
市役所では受け付けていませんので、ご注意ください。

保護者の傷病などにより一時的に家庭での保育が困難となるときや、保護者がリフレッシュしたいときなど、育児などに伴う負担を解消するため、お子さまを一時的に保育する事業です。（▶一時保育リーフレット参照）

■ 施設一覧

No.	施設名	所在地 電話番号 市外局番（047）	開所時間				定員
①	清水口保育園（キッズ）	清水口 2-8-1	平日	8:30	～	16:30	1 日あたり おおむね 10 人
		491-8082	土曜日 （非定型・緊急のみ）	8:30	～	12:30	
②	南山保育園（くれよん）	南山 1-7-1	平日	8:30	～	16:30	
		491-1413					
③	複合型子育て支援施設 ※送迎ステーション・ひなた保育園ふぉるてしろい併設	根 476-1	平日（水曜日を除く）	10:00	～	13:30	
		404-3290	水曜日	10:00	～	12:00	

2.ファミリー・サポート・センター

子育て中の家庭への支援として、市内で、育児の手助けが出来る方と育児の手助けを必要とする方を対象とした会員組織です。会員の相互協力と信頼関係に基づくボランティア活動により、地域で子育てがしやすい環境をつくり、小さなお子さまをもつ家庭を支援します。（▶ファミリー・サポート・センターリーフレット参照）

■ 利用会員
市内在住・在勤で生後 6 か月から小学 6 年生までの子育てをしている方

■ 利用料金
1 時間当たり 700 円から
※ 曜日や時間帯によって異なります。

■ お問い合わせ・事前登録
平日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで
ファミリー・サポート・センター（保健福祉センター3F 健康子ども部 子育て支援課内） 047-491-8277

3.病児保育事業

保育所や幼稚園などに通っているお子さまが、病気（病児）や病気の回復期（病後児）のために保育園などに通園できない場合で、保護者の就労などの理由により家庭で保育できないときに、一時的にお子さまをお預かりする場です。（▶病児保育しおり参照）

① 病児保育

■ 白井聖仁会病院（白井市笹塚 3-25-2）2 階 うさぎ保育所

■ 保育日時 平日 8 時 00 分から 18 時 00 分まで

■ 土曜日 8 時 00 分から 13 時 00 分まで

※ 土曜日は金曜日以前から継続的に利用するお子さまのみの預かりとなります。

■　利用料

1 時間当たり 300 円（ほか、食事・おやつ代 550 円）

■　お問い合わせ・事前登録

月曜日から金曜日まで　8 時 00 分から 17 時 00 分まで

白井聖仁会病院「うさぎ保育所」 070-2656-5671

※生活保護世帯及び、市民税非課税世帯は利用料免除となるため、免除の可否の確認をされたい方は身分証明書（運転免許書等）をご持参のうえ、保育課窓口にお越しください。その他の受付は上記、聖仁会病院「うさぎ保育所」となります。

尚、令和７年９月から令和８年８月利用希望で、**令和７年１月１日に白井市に住所登録がない方は、令和７年１月１日のご住所地**にて、父母の令和７年度「住民税非課税証明書」を取得しご提出ください。

(令和８年９月から令和９年８月利用希望の方は、令和８年度の「住民税非課税証明書」が必要となります)

②　病後児保育

■　鎌ケ谷総合病院（鎌ケ谷市初富 929-6）8 階　病後児保育室

■　保育日時　平日　　8 時 30 分から 18 時 00 分まで

土曜日　8 時 30 分から 13 時 00 分まで

■　利用料

1 時間当たり 300 円（その他給食費等の実費経費有り）

■　お問い合わせ・事前登録

月曜日から金曜日まで　10 時 00 分から 15 時 00 分まで

鎌ケ谷総合病院「病後児保育室」 047-498-8111

４.地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター・つどいのひろば）

保育所等の「子育て機能」を、園の利用者だけではなく地域の家庭にも役立てていただき、ゆとりある子育てを支援するものです。他の親子との交流をはじめ、子育てに関する悩み相談や情報交換、親子で参加できる催しなど幅広い活動を行います。そのほか、保育コンシェルジュや子育てコーディネーターが定期的に訪問するなど、ニーズに合った育児情報を受け取ることができます。
子育て家庭のほか、妊婦さんもご活用いただけます。（▶地域子育て支援拠点事業リーフレット参照）

■　利用対象

子育て家庭の保護者とそのお子さま（主として概ね 3 歳未満の児童及び保護者）

妊婦さんとそのご家族

■　施設一覧

名称	所在地 電話番号	開設日時	駐車場	駐輪場
清水口保育園 スマイル	清水口2-8-1 047-491-8201	月～土曜日（土曜日は第2・第4の午前のみ開設） 9:00～12:00/13:30～15:30	なし	なし
南山保育園 ふれんど	南山1-7-1 047-491-1131	月～土曜日（土曜日は第1・第3の午前のみ開設） 9:00～12:00/13:30～15:30	あり	あり
はなぶさ保育園 ドリーム☆ポケット	大山口2-2-4 047-497-7872	火・木・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	なし	あり
白井ふじこども園 いづみ	富士239-1 070-1431-4339	月・水・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	あり	あり
こざくら保育園 こざくらキッズ	根1832-1 047-401-8383	月・水・金曜日 9:30～12:00/13:00～15:30	あり	あり
ひまわりこども園 ひまわりルーム	折立618-10 047-491-8384	火・木・金曜日 9:00～12:00/13:00～15:00	あり	あり

保育園等の適正利用にご協力ください

保育園等は、お仕事や病気、出産などでご家庭での保育が難しい時間に、保護者の方に代わってお子様をお預かりする施設です。
ご家庭で保育できる日や時間には、ご家庭でお子さまを保育し、親子で過ごす時間を大切にしましょう。

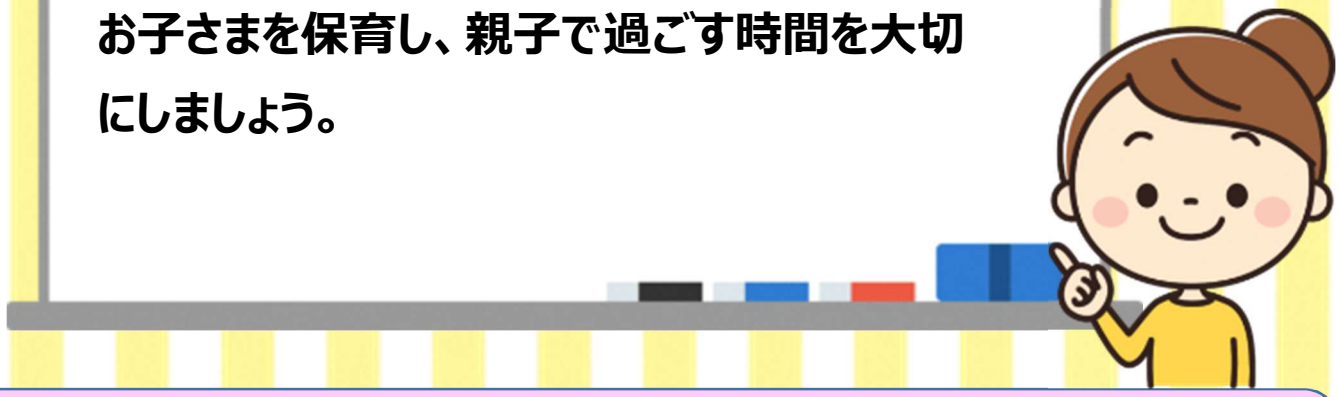

認定された保育必要量（8 時間または 11 時間）は最大時間であり、**実際の利用時間は認定された事由の範囲で、保育が必要な時間です。**
また、保育園等は、原則、**認定された保育要件以外の事由で利用することはできません。**

お子さまにとって一番大切な、安心できる居場所である家庭での生活がもととなり、情緒が安定し、健やかな成長につながります。

保育園等は、認定された保育必要量をフルにご利用できるわけではありません。
利用可能時間について、保育園等とよく話し合い、家庭でお子様と過ごす時間を大切にしましょう。

3 歳未満児の保護者のみなさまには保育料を納めていただいておりますが、保育料も、適正保育を考慮した金額となっており、実際には、保育に関する費用の約 90%が税金で賄われております。
「保育料をお支払いいただいている」＝「いつでも保育園等をご利用いただける」というわけではありません。
適正な保育園等の利用にご理解とご協力をお願いいたします。

★ 以下 ご利用についてご確認ください ★

- ■ お買い物等には、お子さまのお迎え後に行きましょう。
- ■ きょうだいの習い事等の送迎は、保育の必要な範囲にあたらないため、園児のお子さまと一緒に送迎しましょう。
- ■ お仕事がお休みの日は家庭保育を基本としましょう。
- ■ 在宅勤務等により通勤時間がかからない分は、通勤の際の利用時間から差し引いた利用時間となります。
- ■ 出勤の遅い保護者の方が送り、退勤の早い保護者の方が迎えにお越しください。

認定時間は、「最大で保育園等を利用できる時間」であり、実際の利用時間は、「認定された要件の範囲で、保育が必要な時間」となります。

育児休業認定 ＞ 早めのお迎えで、ご家庭でお子様と過ごしましょう。
育児休業中の継続利用は、基本的に、保育環境の変化が好ましくない場合（就学が控えている場合等）に認められる制度です

就労認定 ＞ 原則として就労時間＋通勤時間が 利用時間になります。

求職認定 ＞ 実利用時間は、求職に伴う外出等がある日の利用を基本としてください。

妊娠・出産認定 ＞ 産前産後の体調不良に対応するための標準時間認定となっておりますので、体調の安定しているときには短時間認定の利用時間とし、それ以外の時間は家庭保育を基本としてください。
・医師の指導がある場合―母子手帳の“母子健康管理指導事項連絡カード”のページ等の写しをご提出のうえ、平日の保育標準時間をご利用ください。
・医師の指導はないが心身の不調がある場合は、各園にご相談ください。

その他の認定 ＞ 保育を必要とする範囲以外は、家庭保育が基本となります。

＊３歳以上児クラスのお子さまは、集団生活を通じて社会性の発達を育てる観点から、平日の日中の概ね９時から１６時は、要件の無い時間帯も、利用について保育園と調整していただいて構いません。ただし、それ以外の時間は家庭保育を基本としてください。

＊ご家庭の事情（通院や、心身の体調不良等）がある際には、気兼ねなく保育園へご相談ください。市内保育所等においては、ご家庭と共に育児を担い、子どもたちの豊かな育ちを共に支えてまいります。

＊通常の利用時間で職員配置を行っているため、通常の利用時間を上まわる利用や職員配置が難しい場合は利用時間の制限や利用をお断りする場合もあります。

申請書
記入例

第１号様式（第４条第１項関係）

令和〇年度

202〇年　４月　　２日

白井市子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書

（宛先）白井市長

次のとおり、子どものための教育・保育給付認定に係る支給認定の申請及び特定教育・保育施設等の利用申込みをします。

また、市が子どものための教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む。）及び世帯情報を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額及び給食費の徴収に関する情報について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

申請者（保護者）署名　白井　豊

申請区分		☐１号認定（施設名　　）	☐２号認定	☑３号認定
申込種別		☑新規（☐前年度申込中）	☐市内転園（利用施設　　）	
児童	フリガナ	しろい　たろう	性別	☑男　☐女
	氏名	白井　太郎	生年月日	202〇年4月2日
	個人番号	1 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2	クラス	１歳児
	住所	〒　270-1492　白井市　復1123		
保護者	児童との続柄	保護者①（続柄　父　）（☑同居　☐別居）	保護者②（続柄　母　）（☑同居　☐別居）	
	フリガナ	しろい　ゆたか	しろい　さち	
	氏名	白井　豊	白井　幸	
	生年月日・年齢	１９８０年　９月　１２日（４４歳）	１９８１年　８月　１日（４３歳）	
	個人番号	4 4 4 4 4 4 5 5 5 5 5 5	6 6 6 6 6 6 7 7 7 7 7 7	
	電話番号	080-1123-〇〇〇〇	090-1125-〇〇〇〇	
	今年1月1日の住所	☑白井市　☐白井市外（　　）	☑白井市　☐白井市外（　　）	
	昨年1月1日の住所	☑白井市　☐白井市外（　　）	☐白井市　☑白井市外（柏市）	

（１）世帯の状況 ※世帯分離をしていても、同じ住所地の方を記入してください。

上記保護者及び児童を除く同住所の者	続柄	氏名	生年月日	年齢	勤務先又は学校名等	未就学児の状況
	姉	白井　かおり	201〇年8月8日	10	〇〇小学校	☐利用中　☐申込中
	兄	白井　貴	202〇年6月6日	3	〇〇保育園	☑利用中　☐申込中
	弟	白井　将太郎	202〇年7月6日	0	〇〇保育園	☐利用中　☑申込中
	祖父	白井　長十郎	196〇年7月7日	64	〇〇工務店	☐利用中　☐申込中
	祖母	白井　高	196〇年5月5日	65	〇〇商店	☐利用中　☐申込中
家庭の状況		☐ひとり親家庭　☐被保護世帯　☐保護者の一方が単身赴任　☐在宅障がい者　☑左記以外				

（２）利用を希望する期間、施設

利用希望期間	202〇年６月1日　～　／　☑就学前まで　☐　　年　　月　　日まで				
利用希望施設	送迎ステーション	第１希望	幼稚園	※幼稚園への申込みが別途必要です。	
		第２希望	幼稚園		
	保育所 認定こども園 地域型保育	第１希望	〇〇認定こども園	第4希望	〇〇保育園
		第２希望	〇〇保育園	第5希望 以下	〇〇保育園
		第３希望	〇〇保育園		〇〇保育園
	インクルーシブ保育	☐　インクルーシブ保育の利用を希望する（白井ふじこども園）			

※送迎ステーションと保育所等を併願する場合は、送迎ステーションの希望を上位とみなします。

※インクルーシブ保育と保育所等を併願する場合は、インクルーシブ保育の希望を上位とみなします。

●申請区分

認定	対　象	保育園	認定こども園	小規模保育	新制度幼稚園
1号	幼児教育希望者で保育要件がない方 （3 歳児ｸﾗｽ～卒園まで）		○		○
2号	保育要件がある方で保育を希望する方 （満 3 歳の前日～卒園まで）	○	○	○	
3号	保育要件がある方で保育を希望する方 （０歳～満３歳の誕生日の前々日）	○	○	○	

●申請者（保護者・児童）
・クラスは実年齢ではありません。クラス編成については、8 ページをご確認ください。
・住所は、現住所をご記入ください。
・マイナンバーは忘れずにご記入ください。
　※マイナンバーは、マイナンバーが記載された住民票でも確認できます。
・電話番号は日中ご連絡のとれる番号をご記入ください。

●世帯の状況
・申請児童の世帯員をご記入ください。（保護者除く）
・同じ住所地にお住まいの方を全員ご記入ください。
　住居が違う場合でも住所地が同じであれば記入が必要です。
・転入予定の方で、同居する方がいる場合についてもご記入ください。
・きょうだいが白井市内の保育園等を申込中の場合は、第一希望園をご記入ください。

●利用を希望する期間、施設
・入所が決まった場合に通園が可能な園をご記入ください。
・園名は正しい正式名称でご記入ください。
・園によって開所時間が異なります。必ずご確認ください。
・インクルーシブ保育（白井ふじこども園・てんでんこ）については、直接園へお問い合わせください。

（３）保育の利用を必要とする事由

	保護者①	保護者②
保育を必要とする事由	☑ 就労　☐ 就学　☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護　☐ 災害復旧　☐ 妊娠・出産 ☐ 求職活動 前職離職日　年　月　日 前職失業理由　☐自己都合　☐解雇　☐倒産 ☐ 不在 ☐離婚　☐未婚　☐死別　☐他（ ☐ その他（　）	☑ 就労　☐ 就学　☐ 疾病・障がい ☐ 介護・看護　☐ 災害復旧　☐ 妊娠・出産 ☐ 求職活動 前職離職日　年　月　日 前職失業理由　☐自己都合　☐解雇　☐倒産 ☐ 不在 ☐離婚　☐未婚　☐死別　☐他（ ☐ その他（　）
就労時間	平日　9　時　0　分　～　18　時　0　分　☐シフト 土曜日　時　分　～　時　分　☐シフト	平日　9　時　30　分　～　17　時　30　分　☑シフト 土曜日　時　分　～　時　分　☐シフト
就労日数	月　20　日（週　5　日）	月　20　日（週　5　日）
通勤時間(片道) ※送迎時間を含まない	1　時間　30　分　主な交通手段（電車）	0　時間　30　分　主な交通手段（車）
保育の利用を希望するとき	☑ 平日（8　時　30　分　～　18　時　30　分） ☐ 土曜日（　時　分　～　時　分） ☑ 保育標準時間を希望する　☐ 保育短時間を希望する	
支給認定証の交付	☑ 申請しない　☐ 申請する（理由　）	

（４）児童及び家庭状況

過去の申込状況	☑ 年度内に申込していない　☐ 年度内に内定を辞退した　☐ 育児休業取得時に退所した
市外との併願	☐ あり（　都道府県　市区町村　・　☐白井市内内定を優先　☐白井市外内定を優先） ☑ なし
現在の児童の所在	☑ 親族（続柄：母　）　☐ 認可保育所（☐市内　☐市外）　☐ 認可外保育所　☐ 一時保育 ☐ 幼稚園　☐ 託児所　☐ 企業主導型保育所（　）　☐ その他（　）
育児休業取得中の保護者（該当者のみ）	☑ 直ちに復職を希望している ☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる（　年　月復職希望） →**育児休業の延長を許容できる場合は、調整点が２０点減点となります。** （※復職希望月以降は、「直ちに復職を希望している」で利用調整を行います。）
入所保留の場合の保護者の状況	☑ 保護者①　☐保護者②　既に就労を開始している ☐ 保護者①　☐保護者②　保育所等を利用できない場合も、雇用日・復職日より就労を開始する ☐ 保護者①　☑保護者②　保育所等を利用できるまで、育児休業を延長する ☐ 保護者①　☐保護者②　保育所等を利用できるまで、雇用・復職を待ってもらう ☐ 保護者①　☐保護者②　保育所等を利用できない場合は、改めて求職活動を行う
入所保留の場合の児童の状況	☑ 親族（続柄：母　）　☐ 認可保育所（☐市内　☐市外）　☐ 認可外保育所　☐ 一時保育 ☐ 幼稚園　☐ 託児所　☐ 企業主導型保育所（　）　☐ その他（　）
保育料の滞納状況	☐ 保育所保育料　☐ 保育所給食費　☐ 学童保育料　※滞納しているものにチェックして下さい
きょうだいと同時に申込む場合	☐ ①全員同時に同じ施設に入所できる場合のみ入所する ☐ ②全員同時に入所できる場合は、異なる施設になってもよい ☑ ③時期が異なっても、入所可能な児童から入所する　優先児童　☐あり（名　）　☑なし ※優先児童ありの場合、優先でない児童のみが入所することはありません。 ※一人のみが入所した場合も、保育を必要とする事由を満たさないと退所となります。
②または③を選択した場合	☑ A.きょうだいが同じ施設になるなら、施設の希望順位を下げてもよい ☐ B.きょうだいが異なる施設になっても、施設の希望順位を優先する

●保育を必要とする事由

・該当する保育を必要とする事由を選択してください。

※求職活動以外は、事由ごとに添付書類が必要となりますので忘れずに添付してください。

●就労時間及び就労日数

・就労証明書記載の就労時間及び就労日数を記入してください。

※育児のための短時間勤務の場合も、通常時の就労時間を記載してください。

●希望する保育の利用時間

・就労時間＋通勤時間を考慮して、送迎可能な時間を記入してください。

●希望する保育の必要量

・必ずどちらかにチェックをつけてください。なお、保育の必要量は、保育を必要とする事由等によるため、ご希望どおりにならない場合があります。

・実際に利用できる時間は、認定された事由の範囲で、保育が必要な時間です。詳細は本しおりの 38・39 ページ「保育園等の適正利用にご協力ください」をご確認ください。

●支給交付証の交付

・認可保育所をご利用の場合は基本的には不要です。認可外保育所等を利用する場合に必要となる場合があります。

●入所保留の場合の児童の状況

・入所が決まらなかった場合の保育方法をご記入ください。※予定のもの複数選択可

●きょうだいと同時に申込む場合

・①、②、③のうち１つだけ選択してください。

・それぞれの詳細は、45 ページをご確認ください。

●きょうだい同時申込について

①全員同時に同じ保育所に入所させたい場合

きょうだい全員が同じ月かつ同じ保育所に入所できるまで、きょうだい全員入所することができません。

②同時の入所であれば、きょうだいが別々の施設になっても良いので入所させたい場合

きょうだい全員が同じ月に入所できるまで、きょうだい全員入所することができません。

・②ーAを選択した場合

けい君　　→　第１希望と第３希望が利用可能
ゆいちゃん　→　第２希望と第３希望が利用可能
同じ施設への入所を優先するため、２人とも第３希望園に入所決定となります。

・②ーBを選択した場合

けい君　　→　第１希望と第３希望が利用可能
ゆいちゃん　→　第２希望と第３希望が利用可能
それぞれの希望順位を優先するため、けい君は第１希望、ゆいちゃんは第２希望で入所決定となります。

③一人だけでもいいので決定した児童から入園させたい場合

入所が決定した児童のみ入所となります。
※入所が決まらなかった児童については、A、Bの条件がなくなります。先に入所した児童と同じ園の入所を希望する場合等には、希望園の変更手続きが必要となります。

・③ーAを選択

けい君　　→　第２希望利用可能
ゆいちゃん　→　全ての希望利用不可
けい君のみ利用が決定します。

・③ーBを選択

けい君　　→　第２希望利用可能
ゆいちゃん　→　全ての希望利用不可
けい君のみ利用が決定します。

★優先児童について

けい君（優先児童）　→　利用不可
ゆいちゃん　　→　利用可
けい君を優先児童とした場合、優先児童が利用不可のため、ゆいちゃんも利用不可の結果となります。優先児童なしの場合は、ゆいちゃんのみ利用決定となります。

令和　〇　年度

6 年　10　月　30　日

児童調査票

お子さまの病気や症状によっては、医師の診断書等を提出いただく場合があります。

児童氏名	白井　なし坊	生年月日	年　10　月　28　日（　　歳　）

（1）出産の状態

妊娠期間	妊娠　40　週　0　日	分娩経過	☑正常　□骨盤位　□帝王切開　□吸引 □鉗子　□仮死　□その他（　　）
体重	3,000　g		
出生時の異常	□なし　☑あり（病名　新生児黄疸　・　保育器　2　日）		

（2）健康状態

平熱	（体温　36.6　℃）

治療中又は経過観察中の疾患	☑なし　□あり　※ありの場合は下記に記入ください			
病名	アトピー性皮膚炎　☑治療中　□経過観察中	病名		□治療中　□経過観察中
発症年齢	0 歳　3 か月	発症年齢	歳　か月	
病院名	白井ニコニコ小児科	病院名		
通院の状況	1回／2か月	通院の状況	回／	

医師からの集団保育時に配慮する点や指示について	☑なし　□あり　※主治医にご確認ください。 「あり」の場合は、別途「主治医意見書及び指示書」のご提出をお願いします。	市担当記入欄 □保護者へ依頼済

服薬	□なし　☑あり　※ありの場合は下記に記入ください			
病名	アトピー性皮膚炎	病名		
薬品名	キンダベート　□内服　☑外用　□朝　□昼　□夕	薬品名		□内服　□外用　□朝　□昼　□夕

入院歴	☑なし　□あり　※ありの場合は下記に記入ください			
病名		病名		
入院期間	年　月　～　年　月	入院期間	年　月　～　年　月	

食物アレルギー	□なし　☑あり　※ありの場合は下記に記入ください
アレルゲン	☑卵　☑小麦　□乳　□えび　□かに　□そば　□落花生　□その他（　　）
症状	☑蕁麻疹　□下痢　□吐き気　□アナフィラキシーショック　□その他（　　）
エピペン	☑処方なし　□処方あり
服薬	☑なし　□あり（薬品名　　□内服　□外用）
家庭で除去をしているか	□していない　☑している（☑医師の指示　□保護者の判断）
園に希望する対応	□なし　☑あり（内容：卵、小麦の除去　）

食事制限等	☑なし　□あり　（内容　　）
	※園により対応範囲が異なります。詳細は園にご相談ください。

食物外アレルギー	☑なし　□あり　※ありの場合は下記に記入ください
アレルゲン	□動物　□植物　□薬品　□その他（　　）
園に希望する対応	□なし　□あり（内容：　　）

痙攣・ひきつけ	□なし　☑あり　※ありの場合は下記に記入ください			
直近で発症した年齢	2歳　5ヶ月	今まで起きた回数	2　回	
病院名	白井ニコニコ小児科	通院の状況	回／	
発症時発熱	□発熱を伴わない　☑発熱を伴う（38.0　℃）　□泣いたとき			
脳波検査	□なし　☑あり（結果　異常なし			
服薬	□なし　☑あり（薬品名　ダイアップ　□内服　☑外用）			
病名	□てんかん（発症場面　　）			
	☑その他（　熱性けいれん　）			

予防接種	BCG	☑済	ヒブ	☑1回 ☑2回 ☑3回 ☑追加
	肺炎球菌	☑1回 ☑2回 ☑3回 ☑追加	四種混合	☑1回 ☑2回 ☑3回 ☑追加
	MR	☑1期 □2期	五種混合	□1回 □2回 □3回 □追加
	水ぼうそう	☑1回 ☑2回	日本脳炎	☑1回 ☑2回 □3回
	ロタウイルス	☑1回 ☑2回 ☑3回	おたふくかぜ	☑1回 □2回
	その他		B型肝炎	☑1回 ☑2回 ☑3回
育児相談 健康診査	☑1か月児健診 ☑3～6か月児健診 ☑赤ちゃん育児相談 ☑かみかみ教室 ☑9～11か月児健診 ☑1歳6か月健診 ☑2歳児歯科健診 ☑3歳児健診 □その他（ ）			
発育に関する相談について	□受けたことがない ☑受けたことがある ※受けたことがある場合は下記に記入ください			
	内容	☑言葉 □発達 □その他（ ）		
	相談先	□病院（ ）□発達センター（ ）☑その他（保健師さん ）		
	指導事項	具体的に 言葉が遅いのではないかと思い、相談している。		
成長や発達面の心配ごと、気になることについて	☑言葉について気になることがある（内容： 言葉の数が少ない （ママ、ブーブ、イヤ） ） □運動面について気になることがある（内容： ） ☑行動について気になることがある。（内容：お友達のおもちゃを取ってしまいます。 ） □特になし ☑その他（偏食 ）			
手帳の有無	☑なし □障害者手帳 □療育手帳 □精神福祉保健手帳 ※写しを提出のこと			
通所受給者証の有無	☑なし □あり（受給量 ）（利用施設及び頻度等 ）※写しを提出のこと			
園で注意して欲しいことや伝えておきたいこと	その他、発育等で心配なことがありましたらご記入ください。			

医師所見　※入所決定後、入所施設の指示により医師の診断を受けてください。

医師所見	身長	cm	体重	g
	心雑音	□なし □あり	股関節開排制限	□なし □あり
	運動機能	□所見なし □所見あり	ヘルニア	□なし □あり
	その他	発育状況や集団生活における指導事項等		
	診察年月日	年 月 日 医療機関名 医師名 印		

※施設記入欄